

令和元年第2回定例会 一般質問

○議長 知念富信君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議(午前10時00分)

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 知念富信君 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって2番 新垣善之議員、3番 岡崎晋議員を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長 知念富信君 日程第2. 一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。14番 宮城寛諄議員。

〔宮城寛諄議員 登壇〕

○14番 宮城寛諄君 おはようございます。6月定例会、1番目の一般質問となりました。よろしくお願いいたします。議員に当選してから115回目の一般質問になります。多くの質問をしてきましたけれども、この国民健康保険税についてもたびたび取り上げてまいりました。きょうは特に、当局の、そして町長の考え方をお聞きしたいと思って質問をしております。国民健康保険税のあり方を問うということで質問をいたします。今、国民健康保険は、昨年4月から全都道府県化がスタートいたしました。2018年度は統一選挙もあるということもあり、激変緩和を国が規制したために国保料、国保税の全国的な負担増ということには至らなかったんですけれども、2019年度以降は本格的に値上げの仕掛けといえますか、それが動きだそうしております。その値上げの仕掛けというのは、標準保険料率の水準にあわせて、保険料(税)を引き上げることが市町村に強要していくことでもあります。当町でも4月から値上げが実施されました。標準保険料は、国保の都道府県化によってつくられたものであり、市町村が保険料(税)の値上げをこれまで抑えてきたり、独自の減免措置を実施するために行っていた一般会計からの法定外繰入を行わないことを、要するにそういうことをやらないようにということを前提に計算されております。国は法定外繰入れの解消の号令をかけて、実際の保険料(税)を標準保険料に合わせることを市区町村に求めています。これまでの値上げを抑えてきた自治体や独自の減免をしてきた自治体は大きな値上がり強いられることとなります。そして全国知事会や全国市町村、全国町村会など

令和元年第2回定例会 一般質問

は今の国保制度には被保険者の所得水準が低く、保険料(税)の負担が高いという、そういう問題があることを強調し、解決策のために抜本的な公費投入増による保険料(税)の引き下げを求めてきております。このことで2014年に全国知事会は国保に公費1兆円を投入することで、保険料(税)を協会けんぽ、正式には全国健康保険協会というようではありますが、協会けんぽ並みの負担率を国に求めております。都道府県化が導入された2018年度以降も国の低率負担率の引き上げを求めてきております。2018年7月にも行っております。そのことを町当局は、このような動きを把握しているのかどうか。また町長はどうお考えになっているかを1点目に質問いたします。

それから2点目に、1兆円の公費増が実現すれば、均等割と平等割をなくすことができます。税の引き下げを実現できる。町で均等割と平等割をなくすことで、加入者の平均年収、平均世帯でどういうふうになるのかをお尋ねしたいと思います。

3つ目に、国の負担割合の引き上げを要求することが重要と考えます。国保税のあり方を変えていくことで、高すぎる国保税を引き下げるべきであります。町長も一緒に行動すべきではないか。そのことを重ねてお伺いしたいと思います。

それから2点目の山川体育センターの補修についてどうなっているかお尋ねしたいと思います。山川体育センターは、昨年の夏に水道の水漏れが指摘されてから、グラウンドを使用するときには今、元栓の開閉をして利用しなければならないという状況であります。このような状況をいつまで続けるのか。町民にいつまで不便を強要するのか、納得できません。早目に修理をしていくということが必要ではないでしょうか。その点をお伺いしたいと思います。

それから2つ目に、ナイター用の水銀灯に点灯しない箇所が幾つかあります。取りかえを急ぐべきでありますけれども、どうでしょうか。照明が十分でなく、けが人が出たということにならないようにしていただきたいと思いますが、早急の対応が必要だと思います。以上、答弁をよろしくお願いします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 おはようございます。質問事項の1点目、国民健康保険税のあり方を問う。(1)についてお答えします。全国知事会等の地方6団体による提言や要請等については把握しております。そのことについては、全国町村会の一員として評価しております。

(2)についてお答えします。国保の課税において均等割を廃止することができないということから、平均年収世帯でどう変わるかについては把握できません。

(3)についてお答えします。地方6団体の一員でありますので、今後もともに行動をしてまいりたいと思います。以上です。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 質問事項の2点目でございます。要旨の(1)と(2)、それについては関連いたしますのであわせて答弁をいたします。元栓の開閉など、使用する際、お手数をおかけしておりますが、修理については大がかりな改修、そして予算が必要なことが想定されることから、給水管改修と照明の整備については実施計画に計上して、

令和元年第2回定例会 一般質問

早目に整備ができるよう検討をしてみたいです。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 町村会の一員として評価しておりますということの答弁をいただきました。是非、町村会が出した値下げをするための、そういうふうになればできますよという、全国知事会、町村会、市長会などが出されているその趣旨を踏まえて、1兆円減税を行うように。そうすれば協会けんぽ並みの均等割や平等割をなくしてもやっていけるという、こういう試算が出ているということで全国知事会は提案をしているわけです。だからそのことを踏まえて、是非、公費からの1兆円を繰り入れするよという、具体的に提案をしていくべきだと。その減税についてはいいですね、評価するぐらいではなく具体的にそういうふうにしなさいと。やっていくべきだと思いますけれども、その点はどういうふうにお考えですか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず、この公費1兆円の投入に関しましては、全国知事会で決議しての要請ということではなく、平成26年の自民党の社会保障制度における特命委員会において、当時の栃木県知事が一つの試算として例示したということで、1兆円を仮に投入すればというふうな、試算という一つの、提示という形での1兆円という部分でございます。そういった地方6団体等からの国費の投入等を含めての要請等があり、結果的に平成30年度から国は3,400億円の国費の支援が実現しております。1兆円と3,400億円で差はありますが、まずはそういった形で国の財政支援の拡充がなされたということは、これは地方6団体としても評価をしているということでございます。しかしながら、まだまだ国保の構造上の課題とか、財政的な部分での課題にまだまだ大きな部分がございますので、引き続き国の制度の拡充ですね、国の公費の拡充をこれからも続けて、要請していきたいと考えております。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 部長の今の答弁、おっしゃるとおりで、自民党の部会のほうで、当時の知事会長がそのことを、そういう試算があるということで出された1兆円の減税です。皆さん方、国保新聞も購読されていると思うんですけども、要するに全国知事会が具体的にそういう負担率の水準に踏み込んできたということは初めてだということが書かれていた。そしてまた、法曹の多い全国の知事会がそういった国に対して要望を出したということも踏み込んでいるということで評価されていると報じられておりました。ですから、そういう中で全国でその減税するために、公費を、負担率をもっと多くしようと、要するに1兆円を入れればまさに協会けんぽ並みになりますと出ているわけです。是非その辺は、そういう立場に立って知事会では減にするための方向性を見出していますし、知事会長は1兆円の減税をすればそういう試算もありますと提案しているわけです。是非そのことを推し進めてもらいたい。そういうふうに思います。その点はいかがですか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 国の低率負担がふえることで、当然、国保加入者の税負担の部分が軽減されていきますので、引き続き、町村会を含めた地方6団体で国に対して、その要請は続けていくべきだと考えております。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

令和元年第2回定例会 一般質問

○14番 宮城寛諄君 そのように是非、続けていってもらいたいと思います。

2点目に、答弁のほうで、均等割を廃止することができないことからどう変わるかについては把握できませんという答弁ですけれども、私の質問は均等割をなくしなさいと言っているのではなくて、これがない場合、均等割や平等割をなくすことが、なくすことで加入者がどうなるかという質問ですので、その辺は皆さん方が配った今度の国保税の中を見ればすぐわかるわけです。じゃないですか。平均の大体300万円か400万円か、その辺が南風原町から出て、均等割と平等割を削ってしまえばそれだけになるわけでしょう。なぜそれを把握できませんというのか、私はその辺が非常に、何か答弁に誠意がないというか、そういうふうに思います。計算する分はどうってことないですよ、できているんじゃないですか。再度お願いします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。議員おっしゃいますように想定としてであればお答えできます。毎年納付書発送時に国民健康保険税のしおりというのを同封して、被保険者の方に内容等のご理解をいただくために同封した資料がございますが、計算例として家族3人、そして40歳から64歳がそのうち2人いて、所得が200万円の場合です。所得割、均等割、平等割、そのままで行きますと、この世帯だと年税額が31万5,174円です。仮に均等割のみを削った場合、この分の均等割が9万8,600円ですので、その分が減額になります。トータルで21万6,574円と、均等割がなくなることによって31万5,174円が21万6,574円、9万8,600円の減となる計算になります。以上です。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 私たちと数字が違うけれども、大体そういうふうになると思います。31万5,000幾らの方が9万円以上の減になると。そういうふうなことができてくるわけですから、私はこの1兆円減税というのを進めるべきだというのは、そこに眼目があります。要するに協会けんぽ並みの国保税になりますということの、その認識を私は共有したかったんです、そういうふうになると。もちろん皆さん方もご存じ、国保の担当者はよくご存じでしょうけれども、ほかの職員とか部課長とか、議員の皆さん方とか、そういうふうになるということを是非はっきり示してもらいたかった、そういうことです。31万円が21万円余りになるということですから、是非その辺の高すぎる国保税を引き下げるためには、そういうこともやっていければ、国に求めていけばできるという状況であります。そのためにも3点目の町長には、一緒に行動すべきじゃないですかという、6団体の一員であり、ともに行動しますということですから、是非行動してもらいたい。

それと、私は積極的にやってもらいたいと思うんです、具体的にまた。先ほど部長は1兆円というのは自民党の部会の中で知事会長が発言しただけということをおっしゃっていましたが、全体的に知事会としては値上げを抑える、国庫からの公費の投入増をすると求めているわけですから、1兆円あればそういうことができるわけですから、その点を是非積極的に求めていってもらいたい。私たちは、日本共産党の政策としてこの1兆円減税の、いろいろ出しているわけですけれども、要するに例えば大企業の優遇税制とか株式の優遇とか、そういうのをなくすことで、それだけでも1.2兆円ぐらいの財源が出てくると考えていますし、この財源の問題ではできないことはないということで、この1兆円減税を是非求めるべきだということでやっています。ですから、町長もその辺は単なる一員としてということではなくて、積極的に是非推進してもらいたい。そのことを再度答弁お願いします。

令和元年第2回定例会 一般質問

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。担当部長のほうから、地方6団体の一員であるので、ともに行動していますという答弁がございましたけれども、私もまさにそういうようなことで行動をしているつもりでございます。ご承知のように国保の問題、国費が3,400億円投入されているんですけども、これはどちらかと言いますと、単年度の赤字の解消をといいますが、それに回っておりまして、沖縄県のような20年間の累積赤字があるところにつきましては、その部分にはなかなか回らないと。そういうことで議員ご指摘のように1兆円あれば、そのあたりも解消できるということも思っているわけではありますけれども、なかなか具体的に、じゃあ1兆円をどのようにして投入するかということがなくて、非常に苦慮しているところでございます。そういうこともございまして、私もいろんな形で南風原町、あるいはまた沖縄県の現状を訴えているつもりでございます。道路関係の陳情で東京に行ったときは、本来の道路関係の陳情が終わった後で、そのほかに1件お願いしますということで、国保のことをお願いしたり、あるいはまた去年のことですけれども、菅官房長官が来沖したときにはお会いする機会がありましたので、子供の貧困対策事業と国保の問題をお願いした経緯がございまして、私といたしましても、機会を捉えてできる限りそういったことはお願いをしていきたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 町長、是非その機会を捉えて、それと6団体の一員としてそういう要請を是非行ってほしいと思います。要するに町民の負担を軽減するわけですから、先ほどの試算で出たように4人家族で31万円が21万円になるという負担軽減になるわけですから、是非、先頭になって頑張してほしいと思います。ここについては終わりたいと思います。

2点目に、体育センターの補修についてお聞きしたいと思います。答弁では、大がかりな改修工事が想定されることから、給水管改修工事と照明の整備につきましては実施計画に、早目に整備できるようにということですが、是非早目にやってほしいし、実施計画にものせてほしいと思いますけれども、その実施計画にのせてやるというふうになるかわからないというのが利用しているものとしての感覚です。例えば水銀灯が切れている、その水銀灯の球を変えることも実施計画としてすぐやらないといけないんですか。ほかにもいろいろあるんです、体育センターは。私は以前にも、全体的な改修工事を行わないとだめですということで質問しましたが、そういうふうに全体的にやるんでしたら、実施計画も立ててやらないといけないでしょう。しかし、水道管だって、確かに路面を全部掘り起こしてこれを取りかえるということになれば大きな工事になります。だけでも壁伝いにホースを通してつないでおくということだってできるはずなんです、すぐにでも。そう大して、私は費用がかからないと思うんですけども、例えばそういうふうな方向とか、照明が切れているからその球を変えとか、たしか私がちょっと調べたんですけども、球が切れているところは、イズミ側の、ライト側かな、センター側とライト側と、向こうに水銀灯が4つあるうち3つになっているという状況です。1個ずつ足せばいいですよ。それから3墨側のほうは、あれはボランティアで利用者が直したんです。そういうこともあります。ただ、集合のスイッチではつきません。下のほうでスイッチを入れ直さないといけないんです。そういうことだって、すぐにでもできることじゃないのかというふうに思うんです。向こうは全体的な改修工事が必要と、ある程度、鋸面が凸凹したところもあります。ですからイレギュラーのボールが飛んでくるとか。そういうことで少々暗いと、電球が切れてい

令和元年第2回定例会 一般質問

るとけがをする可能性も十分にある。ですからそれをなくすためにも、私はそういうことは早目に行うべきだと思います。確かにこういう実施計画を立てて、本格的な改修を私はやってほしいと思うんですけども、今度の私の質問の趣旨は、この水道と水銀灯の球を変える。そのことがなぜ、例えば両方一遍にやると金がかかるからということであつたら、一つずつでもやっていけばいいじゃないですか。なぜそれができないのか。その辺の皆さんの本音というのをちょっと聞きたい。お願いします。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 いろいろ元栓の開け閉めとか、ご苦勞をかけているところには申しわけなく思っているんですけども、おっしゃるとおり、この水道のほうも、我々のほうとしてもすぐできないとか、いろいろ検証は、今現在もさせていただいています。ただ、抜本的な整備も含めて、水道が100万円以上の整備がかかる。水銀灯のほうもご存じのように、人間がすぐサクッと変えられるような高さではなくて、専用の機会を持ってこないと変えられない高さになります。いろいろ調査とかをして球だけが切れているのかとか、いろいろ確認作業も要りますことから、予算もかかるということから、やはりこの辺については実施計画をしっかり計上して、早急に整備できるように頑張らせていただきたいと思います。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 水道については、水道のパイプを埋めるのではなくて、壁伝いにやるということで見積もりをとったんじゃないですか。それで100万円ということになったのかな。そういうことも、大体皆さん方把握しているわけですから、何で早目にできないのかな。皆さん方の予定としては、実施計画に乗せてということはいつまで我慢してほしいということなんでしょうか。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 我々としては、実施計画に計上して早目に整備するように取り組んでまいりますが、今現在でいつまでにできますという回答は少しできないのかなと思っております。全体的に使用のほうに支障が出るような形であれば、そういうふうな体育施設はまた別のところにもございますので、その辺を使っていただきながら、少し時間を待っていただけるようにご努力のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 ほかのところも利用しながら、使つてということですけども、せつかくあるグラウンドを町民に提供するという皆さん方。最低の、何といいますか、準備すべきこと。それはやるべきじゃないですか、ちゃんとトイレもあるわけですから、水洗トイレになっているわけですから。その水を利用して流していくわけですから。たまに元栓が閉められているときに、そこで競技をしている皆さん方ではなくて、トイレを利用したときに水が流れなくてそのままということもあるわけです。区長はそれの掃除が大変なんです。だったらつないで、それで水が漏れるのは月に大体幾らぐらいですか、無駄な水は。そういうものはわかりますか。本当はこういう予算が足りないときに、水の垂れ流し、1,000円でも2,000円でも惜しいと思います。ずっと開ければなしだったらね。今はグラウンドを借りた方が使うときに開けて、終わったら閉めるという方向で水漏れを最小限に抑えようとしているわけですけども、しかし、町民が利用しようとしたときに

令和元年第2回定例会 一般質問

元栓が閉められていたら利用できないんです。もちろんグラウンドを利用する方も、トイレを利用する方もいます、公園とかね。私たちも用を足すときにほかの公園を利用するときもあります。だからそういう町民に我慢を強いるというのが一番問題だと思います。水銀灯はナイターの設備ですから、夜利用する皆さん方に便利をあれするというのでは、けがないようにすべきだし。その辺は、私は実施計画にのせると、皆さん方は実施計画にいつやるということのせていないわけでしょう。これからだったら来年になるのか、再来年になるのかもわからないということじゃないですか。私はすぐにでも補正予算を組んででもやるべきだと思います。財政が厳しいというのもよくわかっています。けども、こういう問題は身近な町民が利用するところですよ。これぐらいの便宜は図るべきじゃないでしょうか。町長どうですか。金がないということで水道も閉めておく。ナイター設備の水銀灯も切れてそのままということで本当によろしいんですか。私はそれは補正予算を組んででも早目にやるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。一つ一つでもやってほしいんです。一遍に全部やろうとしなくても結構です。本当は全部やってほしいですよ、ほかにもネットが破れているとかいろいろあるんです。だけど、今回は2点に絞りましたけれども、そういうことをやってほしいんです、一つ一つでも。実施計画でまとめてやるというのはちょっと…、本格的にやってほしいけれども、それまで待てというのが私は理解できない。その点を再度答弁をお願いします。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 最初の答弁でもお話しいたしましたが、議員からもあったように非常に限られた予算の中で全ての事業に当たっています。その辺は我々もどうしても取捨選択をしないとイケないということをご理解いただきたい。元栓を開閉して使用していただいていると。これは面倒をかけているというのは重々承知しています。ただ、利用する方に少しご足労いただいて、今しばらくご辛抱いただきたいということでございます。現状で全く使えない状態ではない。もちろん面倒をかけているのは重々承知しております。その辺も含めて、あとは電球の切りかえ等も含めてですが、今しばらく辛抱していただきたいと。もう少し、また予算も調整して我々もできるだけ早く取り組むようにすることでございます。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 みんな我慢して使っています。昨年の夏からです。もう1年になります。それはそれでやってきましたけれども、いつになるかわからない。今の答弁でもそうだ。やろうとしているんだけれども、お金がないからというふうに言われて、ずっと伸ばし伸ばしになっている。それと先ほども話したように、向こうを正式に利用している方は元栓がわかるんです。借りたときに教えられていますから、終わったら閉めてくださいということになっているので。それ以外に利用する方もいるんです。その対応も区長は大変なんです。それは抜きにしても、体育センターグラウンドということがあって、トイレもあって、町民が利用するわけです。非常に迷惑がかかっています、今。せつかくあるグラウンドです。また利用したいというのが人情でしょう。ここはちょっと水が利用できないから、ほかのものと変えてくれと。本部公園とか神里とか宮城とか黄金森いろいろありますけれども、せつかく、あれは失対事業できて、1億円ぐらいできて、それから町が買い求めたのか。それで町民に寄与するというでやったグラウンドをナイターが、電球が暗くてちょっと使いづらいと。水は出ないと。利用するときは元栓を開閉しないとイケないという状況です。このことを早目に改善してもらいたい。そういう願いです。とにかく利用者にも、まだいつまでかはわからない、実施計画にのせて早目

令和元年第2回定例会 一般質問

にやるようにしますと言いますけれども、実施計画にはいつのせるかもわからない状況で、わかるんでしたら来年何月ぐらいまでに直しますということがわかるんだったら我慢のしようがあるんでしょうけれども、いつまでかはわからないという状況では、ちょっと町民に対して、皆さん不親切ではないですか。その辺、最後にお聞きして終わりますので、是非、少しもっと前向きに、町長。教育長だけではなくて、是非町長も答えてください。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。寛諄議員がご指摘のとおり、いつになるかわからないということだと、地域の皆さん、区長を初め、大変かと思えます。そういうことからしまして、教育委員会からも答弁がございましたけれども、予算の問題等もございますので、実施計画に計上していつごろ、どういった形で対応するんだと。そのようなことを区長を初め、地域の皆さんでしっかりと説明をして、ことしの実施計画に計上して、次年度の予算で予算化するんだとか。あるいは半年かかりますから、もう少ししんぼうしてくださいとか。そういったしっかりとした説明は必要かと思っておりますので、そのあたりはまた教育委員会が地域に出向いてしっかりと説明をするものと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 是非、早目の実施をお願いしますと。これ以上、町民に我慢を強くないでください。せっかくのグラウンド、皆さんいろいろ病気になるように体力を増強しましょうとかいろいろ言っているわけでしょう。そのためのグラウンドだと思うんです。病気になるように、医療費をなるべく減らそうということでもありますから、是非実施計画ともいわずとも皆さん方はできると思います、私は。その辺は是非頑張ってもらいたいと要望して終わります。また次の機会に質問したいと思いますので、以上で終わります。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩(午前10時41分)

再開(午前10時50分)

○議長 知念富信君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。6番 大城勇太議員。

[大城勇太議員 登壇]

○6番 大城勇太君 おはようございます。平成から令和に変わり、新しい時代の幕開けとなりました。天皇皇后陛下が常に国民を思い、常に国民に寄り添いながら国民の幸せと国の一層の発展、何よりも世界の平和を切に希望するとおっしゃっておいりました。やはり私たちも思いは一緒に、常に町民を思い、町民に寄り添いながら南風原町のますますの発展と地域社会を、安心して暮らせる地域社会をこの南風原町からつくり上げたいと思っておりますので、令和においても執行部の皆様どうぞよろしくお願ひします。それでは一般質問をさせていただきます。

令和元年第2回定例会 一般質問

大きい1番、本町の食育について伺います。(1)本町の給食センターで、町内生産者が納入している品目と数量を伺います。(2)町内小中学校の朝食の摂取率を伺います。(3)授業科目に農業を取り入れていただきたいと思いますが、本町に見解を伺います。よろしく申し上げます。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 質問事項の1番目、町内小中学校の食育についてお答えいたします。まず質問要旨の(1)でございます。町内生産者の野菜に対する使用品目と使用量は年間、青ネギ 1,055 キログラム、カボチャ 683 キログラム、ピーマン 674 キログラム、ナス 266 キログラム、トウガン 364 キログラム、ヘチマ 495 キログラム、キャベツ 382 キログラム、そしてカイワレ 32 キログラム。合計で8品目となっております。

質問事項の(2)の朝食の摂取率ですが、平成 30 年度の調査では、本町で朝食を毎日食べている小学生の割合は 95.1%でございます。中学生の割合は 93.6%となっております。

質問事項の(3)授業科目に農業をということでございます。農業に係る活動につきましては、町内小中学校において総合的な学習の時間、それから生活科を活用して作物の栽培等を行っております。また、学校の事業として実施する教科につきましては、文部科学省が学習指導要領において、各教科等の年間事業実数について定めており、これ以上の授業時間数の確保は厳しいものと考えております。以上です。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。問い(1)の給食センターで納入している品目と数量を伺うですけれども、文部科学省の調査で、地場産利用が全国平均で 26%、国産利用が 75%、沖縄県における地場産利用率が 20%とまだまだ低いようにも思います。全国を見ても、東京、大阪はどうしても農業農産地域の場所が少ないので 5%と、それに比べて北海道は 50%近い地場産を利用しているわけですが、ここで再質問をさせていただきます。農林水産省の食育推進基本計画が定める地場産利用割合は 30%以上という目標がありますが、本町の地場産利用の割合はどの程度でしょうか。よろしく申し上げます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 今回、我々が準備しましたのは町内生産の野菜という形で集計を整理してまいりました。すみません、地場産ということで、沖縄県内の割合を含めて、その辺の割合は現在手元に資料がございませんので、後日また報告を申し上げたいと思います。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。南風原町はせっかく農業も盛んな地域ですので、是非割合的にも 30%を目指せるような形でやっていければと思います。富山県の給食センターでは、農産物の納入時期、そして年間使用料を含めた規格表を作成して、各農家にお配りして、その規格表を参考にして生産者が栽培する。そうすることによって、当初1品だったものが 40 品、ことしになると 50 品近くになるとお聞きしますが、それぐらいの納入になっているということをお聞きしました。やっぱり沖縄県でも、南風原町でも、安定に供給するためにいろいろな方法を考えられて

令和元年第2回定例会 一般質問

いると思いますけれども、夏休みなどは学校給食がない場合、富山県では収穫される野菜を確保したり、冷凍保存することで必要量の確保ができたとありました。天候の影響などで地場産が納入できないときは青果組合との連携とかで確保しているそうですが、本町も今後、JAなど、青果組合などの連携も現在ではやっているのかどうかお聞きします。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 ご質問の野菜等の使用ですけれども、基本にご存じのように、県内ですと根菜類が強いといえますか、葉野菜のほうが夏なくなるということもございます。全体的に野菜等については、町内産をできるだけ使い、さらになければ県内産へということで、JAのほう、くがに市場等と連携しながらさせていただいています。さらに沖縄県で生産されない野菜等についても給食には多く使われているわけですけれども、沖縄で生産しにくいものについては、またさらにJAのほうが相談しながら進めると。特に県内の卸の事業所等についてはそういったネットワークを給食センターのほうで張って、できるだけ県内産を使うようにという形で進めております。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。今後も地場産の拡大に当たって、しっかりと取り組んでいくようにしていければいいのかなと思います。

続いて、(2)の町内小中学校の朝食の摂取率を伺いますですが、答弁にもあったように小学生の割合は95.1%、中学生は93.6%とありますが、今回津嘉山小学校の学力推進の学校公開日のときにありましたが、5日間給食を食べない子は約100名ぐらい。4日食べる子もいれば、1日だけ食べない子もいる。それを見ると約10%の子供たちがご飯を食べない、朝食を食べないとありましたが、食育とは生命の維持、発育、発達の欠かせないものです。また成長段階の小中学生にとって食事を通して、食事を皆で楽しみ、さまざまな食事に触れ合うなどの経験を重ねることは、子供たちの五感を豊かにし、心身を成長させます。やはり食事は生きる力の基礎を育む上で非常に大切だと思いますが、やはり最近では片親世代も多く、貧困世帯も多い中で、ご飯、朝食が準備できない。一緒になかなか食べきれないというふうにさまざまな理由がありますが、小学生でも5%だと150名ぐらい。中学生だったら90名近い子供たちが朝食を食べないこととなりますが、全国の朝食摂取率を見てもみると、一番が秋田県97%、割合的にも沖縄県は最下位となっていますが、南風原町の朝食の摂取率をどう見ているかお伺いします。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 先ほど朝食をとっている割合等をお知らせしていただいたんですけども、我々の南風原のほうは、わりかし多いのかなというふうに感じています。我々の手元の資料では、朝食を「とっている」「どちらかといえばとっている」という子供合わせて95.1%、先ほど紹介されていますが、全国で94.5%という形で我々の手元の資料になっています。中学校で91.9%に対して、南風原町では93.6%ということで、この辺については小中学校で給食をとるようという教育が届いているのかなと感じております。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。現在、全国的には高い基準だとありましたが、やはり学力を学ぶ上で、秋田県を見てもみると、やはり秋田県が摂取率がナンバーワンだと、そういった面ではそういった場所にも近づけていか

令和元年第2回定例会 一般質問

なければいけないのかなと思っておりますが、文部科学省の2018年の全国学力学習状況の中からは、朝食を毎日食べる子が減って、朝食を毎日食べていない小学生がふえていることがわかりました。朝食を抜くことでやはり悪影響があって、朝食を毎日食べている生徒と全く食べない生徒では、国語A、算数Aともに15%以上の開きがあるそうです。これは全ての学年、全ての教科においても当てはまることだと思いますけれども、毎年同じ結果が出ているんですけれども、学力だけではなく50メートル走や持久力、瞬発力を判定する調査においても同じ結果が出ている。朝ご飯を食べない子供、食べないと学力が低くなり、足はおそくなり、体力も瞬発力もなくなってくる。やはりそれを見ても、勉強を教える前にしっかりとご飯をあげないことには、車もそうですが、ガソリンを入れないと走りませんし、子供に朝ご飯をあげないと、午前中の勉強はまだまだ、体育もなかなかできないと。それを見かねて大阪の小学校では、地域のボランティアが交代で学校の調理室を使って、朝7時半に子供たちに提供していると。費用は市が負担して、自己負担は50円程度でやっていると思っておりますが、貧困世帯、ひとり親世帯も多い今、南風原町も朝食提供について取り組むべきだと思っております。95.1%でも小学校4学校あるとしたら、約1クラス分ぐらい朝食を食べない子供たちがいるわけですから、やはりご飯を食べさせるように取り組むべきだと思っておりますが、本町としての朝食提供についてどうお考えかお聞かせください。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 いろいろな提案をありがとうございます。朝食をとらない子供たちの中には、先ほど貧困の話もございました。当然、貧困の子供で朝食をとらない。貧困であっても朝食をとる家庭もございます。その朝食をとらない子供たちの中には生活習慣の中で親が朝食をとらない家庭であったり、もしくは夜中まで起きて、朝、朝食を食べるまでの時間を持たずに学校に来る子供、その辺に対しては早寝・早起き・朝ごはんという標語を持って、そういうことがないようにということで保護者のほうにも呼びかけております。本町のほうでは、また別の形で貧困で朝食をとれないような家庭については、本町の中でいろいろなセーフティーネットがあって、またその辺のサポートもしてございます。今現在のところでは大阪のほうでやっているような朝食の提供という形はまた別の形でできているのかなというふうに考えております。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。やはり朝ごはんを食べないと、夜7時に夕ご飯を食べると、昼の給食までに約17時間何も食べないことになりませんが、やはり17時間も何も食べないと国語、算数の授業だけではなく、体育の授業にも悪影響を及ぼすと。もちろんこれは誰でもわかっていると思っておりますけれども、部長がおっしゃったように、早寝・早起き・朝ごはん、沖縄県で推進している、やーなれー運動ですね。それをしっかり、もっと徹底して周知をしていくことで、またこれも改善に向けて取り組んでいけるのかと思っておりますので、よろしく願います。

次、(3)になりますけれども、授業科目に農業を取り入れていただきたいと思っておりますがとの質問ですが、各学校でも、自分のほうでも畑を提供してカボチャではなく、ジャガイモ掘り体験を津嘉山小学校の4年生に毎年やっています。やはりこの答弁書にもあったように総合的な学習の時間、生活科ですね、それをやることで、またいろいろな子供たちも食を通して学べるのかなと思っておりますが、今、授業として食育についていろいろ学んでいますが、ちょっと違う観点から、季節ごとに合った、給食センターでどういったものが出されているのか。自分たちの手で育てていろいろなものを栽培

令和元年第2回定例会 一般質問

するのか、沖縄県にも季節の食べ物がありますけれども、例えば七草粥の日には七草粥が出ているのか、ムーチーの日にはムーチーが出ているのか。ゴーヤの日にはゴーヤを出しているか。2月3日はニンジンの日、いろいろなものがあります。七夕には七夕ゼリーは出ているのかとか。そういったものも含めて、現在、町内の給食センターでは季節、その日に合った食材は使われていますか。よろしくお願いします。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 お答えします。先日、我々も給食の日には学校を伺う機会があったんですけども、学校のほうではいろいろ、その季節ごとの野菜の紹介、それから沖縄だと沖縄独特の地元の食べ物、そのときにはイナムルチとか、そういうものが出ていましたが、季節の野菜を、当然旬のものを食べるということで野菜の提供、それから食育を通して、この野菜がどういふふうな形で体に栄養素となるのかということの紹介がございました。給食センターに聞きましたところ、その辺についてはもっと細かい形で、イベントイベントも含めて食育を通して、子供たちが食べ物や健康に興味を持つような形で活用しているというご説明がございましたので、ご要望のとおり活用されているかと思えます。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。5月8日のゴーヤの日には保育園も小学生もどこもゴーヤが出されていなかったの、その他の地域にはゴーヤの日にはゴーヤが出ているということをお聞きしたので、やっぱりイベント的なものを出せば、もっと子供たちに身近なものになるのかなと思っております。やはり季節ごとの食べ物の紹介を地場産の使用の日も含めて、いろいろな取り決めをして、校内放送で紹介することによって、きょうはニンジンの日なんだねとか、ゴーヤの日なんだねとか、うちのおばあちゃんがつくってくれた野菜を使っているんだと。あそこのおじいちゃんがつくったものなどと盛り上がり、身近な人が育ててくれる野菜はより一層おいしく感じて残さず食べるようになるそうです。自分たちがつくったもの、身近な人がつくったものを食べることで健康づくりにもつなげ、そして地場産農作物の伝承並びにまち探検、子供たちが小学校でいろいろな場所に行ったりしますけれども、そういった中で生産者との交流を通して郷土愛を育む、そういったものも含めて、学校での朝食、そして給食、またその向こうにある命の尊さや営みについて子供たちに教えられるのかなと思っておりますので、食育を通して、また教育につなげられればいいのかと思っております。また農業に取り入れてほしいということで、授業時間についてもいろいろあつて難しいとありましたけれども、津嘉山小学校では料理クラブとあるんですが、料理クラブを食育クラブにするなどして、まずは自分たちで育てたもの、育てながら育てたものを料理する。そういったものにしてもいいのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 学校では、いろいろ花壇でオクラを植えたり、ナスビを植えたりとかという形で、教材のほうでもいろいろ工夫をしております。つくったものについては、また自分たちで食べる機会を通して、いろいろ学習しているということを我々も見ております。先ほどの命名の件ですけれども、この辺については、学校のほうも子供たちが興味を持つような形で命名されていると我々も考えていますので、その辺については、学校のアイデアでやられているものですから、この辺は見守ってほしいと思っております。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

令和元年第2回定例会 一般質問

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。ちなみに、5月12日は、教育部長、何の日かご存じですか。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 すみません、存じておりません。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 1999年に本部町が初出荷時期に合わせて、5月12日をアセロラの日と制定しました。やはりピーアール活動だけではなく、5月12日ごろからアセロラが出荷されると。いろいろと知っていただきたいというのがありますが、本町にも特産物が、カボチャ、ヘチマ、スターフルーツなどありますが、本町でもカボチャの日と日にちが決められているのか、ヘチマの日、スターフルーツの日があるのかどうかお聞きします。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 ご質問にお答えします。調べていないんですけども、多分、そういった日はないと思います。すみません。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。やはりカボチャの日、ヘチマの日、スターフルーツの日など、制定することによって、町外へのピーアールも含めて、このアセロラの日がJAのカレンダーにも載っております。だから何よりも町民にも、子供にも知ってもらうようにカボチャの日、ヘチマの日、スターフルーツの日、一つずつ、全部一気にとはいきませんけれども、何かしら、特産物であるカボチャからだとか、そういった日にちを設定するお考えはないでしょうか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 ご質問にありますように、町の特産物、カボチャ、ヘチマ、そういったものを子供たちに知らせるために、そういった日をつくること自体は重要かと思っておりますので、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。来年のJAのカレンダーに間に合うように、是非カボチャをピーアールできるように制定していただければと思いますので、次の質問に移ります。

大きい2番、歯科衛生について問う。(1)本町小中学生の虫歯がある生徒はどれぐらいいるか。(2)本町小中学校におけるフッ化物洗口の実施状況について伺う。お願いします。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 質問事項の2点目、歯科衛生についてでございます。まず(1)については、平成30年度の調査では、小学校全児童生徒3,033人に対し、虫歯のある児童が1,125人、約37%。中学校全生徒数1,327人に対し、虫歯がある生徒が437人、33%となっております。

質問要旨の(2)フッ化物洗口でございますが、現在、町内の小中学校でフッ化物洗口を行っている学校はございま

令和元年第2回定例会 一般質問

せん。以上です。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。ちょっとお伺いしますけれども、この虫歯がある児童生徒、小中学校合わせて約1,500名ですが、これは他市町村と比べて多いでしょうか、少ないでしょうか。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 これはご質問の趣旨からすると、沖縄県全体の割合からすると、小学校だと沖縄県で男子が40.24%に対して、南風原町が38.35%。女子が沖縄県36.65%に対して、南風原町36.25%となっております。中学校ですけれども、中学校が男子、沖縄県33.02%に対して、南風原町33.04%。女子が沖縄県32.49%に対して、南風原町34.70%という形になっております。こちらから見ますと、大体平均的な数字ではないかと考えています。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 平均的な数字とおっしゃっておりますが、南風原町は虫歯の治療、医療費は全額無料になっているかと思いますが、この歯科治療等にかかる本町の医療費負担はどれぐらいですか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 未就学児も含め、ゼロ歳から中学3年までのこども医療費助成で歯科にかかった分の自己負担分を助成した部分が2,642万5,970円でございます。医療費総額部分については、町内でまず把握できるのは国保の分だけでありまして、いろいろな保険がございますので、その分の把握についてはちょっと難しい部分がございます。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 日本歯科医師会が2018年に行った調査によると、4人のうち3人がもっと早く検診や治療をしておけばよかったと後悔しています。6割以上が歯の健康状態に自信を持っていません。虫歯や歯周病は、食べかすに細菌が繁殖して歯垢が原因で発生します。歯周病は近年誤嚥性肺炎や糖尿病を引き起こし、アルツハイマー病の発症に関連するとも指摘されています。やはりこれを見ても、歯科検診も含めた歯の治療というのはとても大事ななと思いました。歯科検診を定期的にする人は3割にも満たないそうです。沖縄県の定期検診を受けない小学生が71%、中学生が83%、全国平均の定期検診を受ける56%を見ると、沖縄県はとても低いかなと感じました。ある養護教員にもお聞きしたんですけれども、きょうだい2人とも虫歯で、根っこだけの歯がたくさんと。それでほぼ前歯もなく笑わないと。小児の児童が歯が1本もなく、歯茎だけの状態で、口腔内ですりつぶして食べるようなケースもあるとお聞きしました。これが現実の状況なんです。やはり1970年代に、この日本は12歳で平均5本、ほぼ90%に虫歯がありましたが、いまや平均0.82%、虫歯がある12歳児の割合は35%に大分低くなりましたが、都道府県別で見ると、愛知県や新潟県の0.4%に対して、沖縄県は1.7%と大分高いんですね。それを見ると、虫歯は治療だけでは不十分だと、予防が大切ということで新潟県を見ても、新潟大学の指導を受けて、週1回フッ素入りの水でうがいが始まったのがきっかけで、早期発見、早期治療、これはどんな言葉でも言葉は共通すると思いますけれども、虫歯

令和元年第2回定例会 一般質問

が軽度であれば痛みもなく治療も早く終わらせることができます。重度であればあるほど日常生活に支障があり、何カ月も治療に通わなければなりません。

その点を踏まえて(2)の質問をします。このフッ化物洗口の実施状況について、町内でなぜ取り組んでいないのかと聞きたいんですけども、今現在、那覇市でも豊見城市でも名護市でも、特に久米島町は大分前からフッ化物洗口が始まっておりますが、この南風原町においてもフッ化物洗口を今後実施する予定はありますか。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 フッ化物洗口についてはメリットもいろんな情報から確認することができます。しかしそれと一緒に、フッ化物に対するいろんな懸念があって、フッ化物洗口について賛否があります。学校のほうでも、虫歯に対する効果、それから歯を丈夫にするという効果については認めているものの、フッ化物の扱い方、それから保護者のフッ化物に対する、必ずしもそれをメリットと考えていない方も結構おられます。そういうこともあって、フッ化物を使って歯を丈夫にしようという取り組み自体については、非常に慎重に検討する必要があるというスタンスでございます。そういったことも踏まえて、南風原町としてフッ化物洗口の部分については、今現在、学校では取り入れていないという状況でございます。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 町内小学校に名護から転校してきた小学生がいましたけれども、名護では保育園でフッ化物洗口をやっていると。フッ化物洗口は4歳から始めることがあるということがありましたけれども、やはり歯科医師会も、もちろん歯医者も利益が下がるから言わないのかなと思いましたが、フッ化物洗口は歯医者でも勧めている状況なんです。やはり懸念されるのはわかりますけれども、保育園児でもできる、ならば1年生がでもできると思います。薬剤に対しては、保健の先生がどうか対応すれば子供たちはできると思います。また、これは週に1回なので、金額面にしても1人当たり7円もかかりません。それを40週やっても400円ぐらいです。年間でそれぐらいしかかかりませんので、歯の治療費とどれがいいのかなということを考えたら、やらない人はやらないでいいと思いますけれども、メリット、デメリットも含めて、メリットが多いと思うんです。それについて、今後、是非検討していただけたらと思いますが、今、フッ化物…、北谷浄水場でも何か、水にPFOS(ピーホス)でしたか、フッ化物でいろいろありましたけれども、やはりいいと思うものはどんどん入れていったほうがいいのかと思いますけれども、懸念されている先生たちの働き方改革ではないですけれども、そんなに時間がかかるものではないと思うんです。薬品に対しても養護教員がしっかりと保管すればどうにかできる、幼稚園生でもできるのならば、1年生でも自分たちでうがいをして、約17秒から20秒ぐらいのうがいで済むようなものですので、是非これは取り入れていただけたらと思いますので、今後また検討していただけたらと思いますので、是非よろしく願います。

続いては、3番目の津嘉山区内における整備状況・安全対策について。(1)高津嘉山の飛び安里記念碑周辺の舗装ができないか。(2)記念碑そばの石碑は何年も前から倒れたままである。修繕できないか。(3)津嘉山保育園付近の十字路県道128号線と町道18号・7号)にガードレールやポールは設置できないか。(4)津嘉山保育園付近の十字路は、現在歩車分離式の交差点になっています。歩行者用の押しボタンは設置できないか。よろしく願います。

令和元年第2回定例会 一般質問

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 質問事項3点目、津嘉山区内における整備状況、安全対策についての質問要旨の(1)でございます。高津嘉山の飛び安里の関連でございますが、この場所は、飛び安里初飛翔顕彰碑建立実行員により、モニュメントとあわせ、色や形、配置、場所、それから植栽などを配慮してデザインがされておりますので、現時点での舗装への変更は考えておりません。

質問要旨の(2)、倒れた石碑につきましては、津嘉山区長と相談の上、どのように修繕するかを検討してまいります。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 (3)についてお答えします。県南部土木事務所と交差点の安全対策については協議をしてまいりたいと思います。

(4)についてお答えします。その件についても与那原署と現場調査を行って、検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。(1)の飛び安里の件ですけれども、毎年字でも2回一斉清掃が行われています。今回も2日前の16日にちょうど草刈りを、高津嘉山担当なので高津嘉山をやりましたが、以前は大雨でできない時期がありました。そのときは約1年間ぐらい、11月、12月にありますけれども、6月、7月にできない時期があったんですけれども、そのときにはとても草が生えて、津嘉山ウォークラリーで見学するときには町のほうに対応して、草刈りをしたとお聞きしましたが、この配置場所、植栽なども配慮してデザインされたとありますが、草はどうしても生やしているものではないと思いますので、どうにかコンクリート舗装をして、そこには入れるような形で、草ボウボウになっていてはどうしようもないので、雨の日に、あちらを通ったときに上まで上がったけれども、草が生えて見えなかったということもお聞きしましたので、どうにかコンクリート舗装ができないものかどうか。もう一度、答弁をお願いします。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 16日は、草刈りのほうを津嘉山区民の方に総出でやっていただいて、本当にありがとうございます。向こうのほう、上のほうに上がってみました。やはり飛び安里にちなんで竹を植えてみたり、その当時の雰囲気を出すために、土とか、そういう形で段差を使ったいろんな形でやってございます。おっしゃるような、維持管理については、実行委員会が立ち上げられたときに、津嘉山区のほうに引き渡された形となっております、それについては津嘉山と相談をしながら考えていきたいと思っております。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。観光客がここまで来ても見られないということがないように、しっかりと中まで入って見られるような形にしていいただければと思います。どういった形でできるのかというのをしっかりと協議して、お互いでやっていければと思っております。

(2)の記念碑そばの石碑ですけれども、これも何年も前から掃除していますけれども、ずっと倒れたままで、今は石

令和元年第2回定例会 一般質問

の台になっているんじゃないかというぐらい、まちづくり振興課の課長も見ていますけれども、これはただ倒れて、本当に石の机みたいな形になっています。これは石碑なのかという人も、青年会の方ではいました。やはりそれを早目に修繕していければと思っております。この修繕に当たって、ちょっと話は飛びますが、この高津嘉山の御嶽も木が生えて倒れそうになっています。これも一度、区長が相談に来たと思いますけれども、何かこちらも、修繕の、町として支援ができないのかどうか、よろしくをお願いします。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 倒れた石碑の部分について、先ほどの草のほうもそうですけれども、維持管理が津嘉山に引き渡されていますので、津嘉山のほうと、石碑の倒れ方も私どもも確認しました。一緒に立てることができるのかとか、その辺も含めて検討させていただきたいと思うんですけれども、御嶽につきましては、これは字の管理となりますので、これはどこの行政区も各、自分たちでいろいろ頑張っていると思います。今のところ我々が見渡したところでは、その維持管理に対する補助等については見当たらないと思います。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。御嶽の修繕の支援はなかなか難しいということですので、石碑のほうも一緒に行えればいいのかと思っていますのでよろしくお願いします。

次、(3)の質問ですけれども、これは勝議員も好春議員もいろいろな方が質問してくるだろうと思って、今回は津嘉山だけの質問を中心にしました。このガードレールですけれども、やはり皆さんもまだまだ記憶には新しいと思いますが、5月に起きた滋賀県の大津市の事故を見ますと、やはり人と車の距離が近くなれば近くなるほど人が車にはねられる可能性が高くなると言われています。ある意味、当たり前の話ですけれども、欧米では道路を走る車と人の分離、歩車分離が徹底していますが、以前も私は一般質問のほうで歩車分離を、津嘉山のJAのほうでやってくれないかとお願ひして、与那原警察署の方と朝7時から7時半の間、歩車分離式にした場合どのような影響があるのかということでやりました。やはり多少の混雑にはなりますが、歩車分離にすることによって子供たちが安心して通れる。そして歩車分離することによって車も、子供たちに気を遣わないと言ったらおかしいですけれども、すいすいってなかなか渋滞にもなりません。やはり雨の日などを考えると渋滞になるかと思えますけれども、日本でもなかなか歩車分離というのが徹底していないそうです。日本では、横断歩道で自動車の一時停止が10%程度しか守られていない。海外ではドライバーが歩行者を守る意識が高く道路脇に立っていれば、一時停止の標識や横断歩道がなくてもとまるのが普通だそうです。もちろんドライバーの意識改革も必要ですけれども、自分の身は自分で守れ、ではないですが、今回の大津市の事故も含めて、交差点と横断歩道の境に車が通れない鉄製のポールを立てていけば、事故は防げたのかもしれないと新聞報道でもありました。やはり今回の事故を受けて、この津嘉山保育園付近は以前にもポールを立ててあった跡がありますが、これも含めて鉄製のポールに、是非変えていただけたらと思います。いろいろな場所でこの質問は出るかと思えますけれども、町内の危険な場所、例えば幼稚園生が通るような場所、保育園生が通るような場所で、どれだけ危険な十字路があるのか、把握しているだけで構いませんので、わかる範囲でよろしくお願いします。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

令和元年第2回定例会 一般質問

○経済建設部長 神里操也君 現在、その危険箇所については現場を把握しておりませんので、今後そういったところを見て、柵の徹底をやっていきたいと思っております。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 この交差点も津嘉山保育園の園児がおとともお散歩をしていました。津嘉山小学校の子供たちも通ります。南星中学校の生徒もたくさん通ります。やはり今から明星保育園も建設されることから、是非、早急に町として検討して進めていただければと思っております。きのうの新聞に大津市の事故現場に車の進入を防ぐ防護柵を設置したとありました。事故が起こってからではなく、やはり歯も、事故も、予防が最優先だと思っております。是非、検討のほうをよろしく願います。

また(4)ですが、現在、歩車分離式の交差点になっていますが、町民から児童が通らないとき、歩行者が通らないとき、昼も夜も夜中も、歩行者の信号が青になると。現在、こちらのほうも与那原署に聞きましたが、押しボタン式をつけてもらえないかと聞いたんですが、今3パターンという形になっているそうですけれども、県道が青になる。町道が青になる。歩行者が青になるという3パターン。これを押しボタンにすれば、歩行者が通らないときは2パターンにできるのかどうかというのはわかりますか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 歩車分離式信号につきましては、押しボタン方式があります。その際は、押しボタンを押したときだけ歩行者が通れるパターンになりますので、押しボタンを押さないときは県道、町道側の車両のみの通行になります。押しボタンを押したとき、歩行者が横断できるシステムの信号となります。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。やはりネットで調べてもこういったものがあるということがわかりますが、沖縄県内でも歩車分離式で押しボタン式があって、歩行者が通るときだけ歩行者が青になるというのがありますので、渋滞緩和も含めて歩車分離式で、押しボタン式にもできたらと思いますので、是非ご検討のほどよろしく願います。

最後になりますが、やはり町民に寄り添い、町民にしっかり耳を傾けて、町民の意見を届けられるように、令和の時代も一所懸命頑張りますので、これからもよろしく願います。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩(午前11時39分)

再開(午前11時40分)

○議長 知念富信君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。8番 照屋仁士議員。

[照屋仁士議員 登壇]

令和元年第2回定例会 一般質問

○8番 照屋仁士君 それでは残りの時間、質問したいと思います。新年度が始まりまして、町民の皆さんからは本町の厳しい緊縮財政に対して、なぜこうなったんだ、いつの間に南風原町は財政が落ち込んだのか、なぜ南風原町だけがなどという声が聞かれます。それぞれの立場でまちづくりに取り組んできた諸団体の役員の方々にも納得のいく答えを、なかなか説明できず歯がゆく感じます。執行部の皆さんも同じでしょうか。それとも明確な説明をお持ちでしょうか。さまざまな課題や未来に向けた施策の説明も、町民の皆さんに上から目線の決まったことととられないよう、丁寧に質問をするよう私も務めていきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、今回の質問は、去る2月に政務活動調査で長崎県対馬市へ行ってまいりました。全国に先駆けたすばらしい事例ですので、ご紹介とご提案をしたいと思い質問します。大きい1番、町職員も地域を支える地域マネジャー制度の導入をであります。(1)現在の本町職員の行政区ごとの在住人数の内訳はどうなっているかお答えください。(2)町外出身の本町職員が自治会など、地域と触れ合う機会はどのようなものがあるかお答えください。(3)長崎県対馬市の地域マネジャー制度に学び、本町職員に地域で活躍するチャンスを与え、また地域と協働する大きな力にしてほしいがお答えください。資料のほうを各議員、そして執行部のほうにもお配りしているところです。よろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目の(1)についてお答えします。まず、与那覇11名、宮城3名、大名5名、新川6名、宮平29名、兼城17名、本部6名、喜屋武8名、照屋7名、津嘉山38名、山川3名、神里4名、兼本ハイツ2名、第2団地1名、宮平ハイツ2名となっています。特別職を含む町職員数は220名で、うち142名が町内在住者となっています。

(2)についてお答えします。町外在住の職員においても、業務や体協などのボランティア活動を通じて地域住民や各種団体と接する機会や懇談、懇親を深める機会はあると考えております。

(3)についてお答えします。本町においても町職員が地域において、自治会役員、各支部体協、各支部PTA等で活躍しております。町と地域の連携については、他の市町村の取り組みについても参考にしながら、本町に合った協働のまちづくりを推進してまいります。以上です。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩(午前11時44分)

再開(午前11時44分)

○議長 知念富信君 再開します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 答弁ありがとうございます。各地域、人口も違いますので職員数も違います。その中で今の答弁では、78名が町外の方だと、町外在住の方だということが読み取れます。行政サービスを受ける町民にとって、町職員の地域バランスはどのような影響があると考えますか、お答えください。

令和元年第2回定例会 一般質問

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 本町の職員の採用については、日本国憲法第22条の基本的人権の尊重に基づき実施しております。また、職員一人一人が職員の職務に関する条例に基づき、地方自治の本旨に対するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓っております。そのため町民にとって、町職員の地域バランスによる影響はないものと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 かつての町役場には、同じ地域の先輩や地域の活動での顔見知りなど、誰かしら知っている顔が見えて、その人を訪ねることでたまにしか来ない役場も身近に感じた気がします。現在は、職員も町内から採用されるわけでもなく、人口もふえ、職員も非常勤の方々が多く窓口を担っていますので、そのような感覚は減ってしまったと感じます。協働のまちづくりを目指す本町にとって、住民にとっても、職員にとっても、それぞれが多忙で地域でかわる機会は減っているというふうには感じます。私たち議員が地域にかかわるのは当然ですけれども、職員の皆さんが社会参画の機会を生み、地域の支えにもなるこの地域マネジャー制度を導入していただきたいという趣旨から質問をしております。そういった中で、今答弁がありましたけれども、(2)に移ります。

町外出身の本町職員もいることがわかりました。自治会など、地域と触れ合う機会として業務で触れ合う、体協で触れ合っているというふうにお答えいただきましたが、それでは私からすると、非常に少ないのではないかと感じています。その点で(3)の質問の地域マネジャー制度の提案をいたしました。この制度による一番のメリットを対馬市の担当者に尋ねたところ、これまで地域での役割が期待されていても、日常業務が多忙で参加することのできなかった職員の皆さんが、業務中であっても残業中とか休日出勤があっても職場の理解を得ることで地域活動に参加できるようになると。日ごろから地域の方々と触れ合うことで、業務においても市民の理解が得やすくなったということでした。そういった実績を鑑みれば、町外から通う職員の皆さんや臨時職員の皆さんにも非常に有効な制度ではないかという点で提案をしております。その点についてどう考えるかお答えください。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 我々本町職員については、職務専念義務が課せられております。しかしながら、各地域のかかわりについてはおおむね、皆同じ考えを持っていますので、できるだけ多くの職員が地域の活動、地域行事に参加することは歓迎しております。支援しておりますので、確かに以前より、町出身職員だけではない現状となってきておりますが、できるだけ町民と触れ合い、町民のために町民によいサービスを提供するという気持ちは全職員一致しているところでありますので、これからも町民の福祉サービス向上に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 この制度は、その職務専念義務が町職員の多忙化で地域に帰る機会がないと、それを開放するという趣旨なんです。それについてどうするかということで提案をしました。今後も是非、資料も提供しておりますので、この制度についても研究していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 総務部長。

令和元年第2回定例会 一般質問

○総務部長 宮平 暢君 先ほど副町長からも答弁があったとおり、各市町村のいい取り組みについては我々参考にしながら、南風原町に合った、また南風原町に溶け込んで、南風原町独自のものに変えて、参考にできるものは参考にして、またしていきたいと考えております。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩(午前 11 時 50 分)

再開(午後0時 58 分)

○議長 知念富信君 再開します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 午前に引き続き…、大きな2点目に移りたいと思います。3世代同居・近居促進事業の検討をということです。核家族化、共働き、生活環境の変化など、世の中は目まぐるしく変わっています。面積も小さく、土地利用も制限される本町において、非常に望まれる制度だと考えることから質問します。1点目に、本町では、核家族や同居家族、同居別世帯など、世帯構成を把握しているかお伺いします。2点目に、非常に狭く土地の用途も限られた本町において、税収や生活の安定、子育てなど、多くの利点がある3世代同居、近居は進めるべきと考えるが見解を伺います。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目の3世代同居・近居促進事業の検討の(1)についてお答えします。平成27年国勢調査での調査結果より、一般世帯数1万2,730世帯中、核家族世帯8,798世帯、核家族以外の世帯880世帯、うち3世代世帯が553世帯、非親族を含む世帯149世帯、単独世帯2,851世帯、世帯の家族類型不詳52世帯との調査結果があります。

(2)についてお答えします。家庭によってさまざまな生活スタイルがあり、状況も異なるため、3世代同居や近居についてはそれぞれの家庭で対応すべきことだと考えております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは、今、国勢調査の結果を踏まえて非常に貴重な数字を示していただきました。このような多様な世帯があるわけですが、世帯の形態によって影響を受ける行政サービスであったり制度はどのようなものがあるのでしょうか。想定されるのは国民健康保険ですとか年金、税金や控除の問題が想定されますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 税務課長。

○税務課長 大城あゆみさん お答えします。まず、税の制度としてですが、世帯の形態によって影響を受けるものは、生計が一緒と仮定して、個人住民税において税額を算出する家庭で所得控除される金額に影響が出る場合があります。以上です。

今のお話、税に関しては、世帯の形態、人数とかで所得控除される金額に影響が出る場合があるということでの回答となります。以上です。

令和元年第2回定例会 一般質問

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩(午後1時03分)

再開(午後1時04分)

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。先ほど税務課長が説明した課税においてはそういった影響を受けます。それに伴って、課税によっていろいろなサービス、民生、福祉、教育の中で所得に応じて影響は出てくるのは多少あるかもしれませんが、おおむね税の課税によってその影響が出てくると考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 そういう趣旨で言っていますので、個別に言い切るのはちょっとあれかなと思いました。資料も提供していますが、提供した資料を見ていただくとわかるんですが、この制度ですね、答弁では各家庭で対応すべきということですが、この資料を見ると、これまで南風原町で行っている住宅リフォーム制度と非常に似たような事業内容になっているわけです。そういった部分では、長崎県では県の事業として行っているようですが、そういった財源も含めて調査検討をしてみてもどうかという提案ですが、いかがですか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 長崎県及び対馬市が実施している多子世帯、3世代同居補助の子育て応援住宅支援事業は、本町が実施しております住宅リフォーム支援助成事業とともに、国の社会資本総合整備交付金を活用とした事業となります。同じ社会資本総合整備交付金事業ではありますが、実施している事業内容に異なりがあります。以上です。

こちらの長崎県、対馬市が実施する際の事業として、この社会資本総合整備交付金事業の活用については、県が地域住宅計画に基づく事業として認定することが必要であることから、沖縄県では住宅リフォームは認定しておりますが、3世代、多子世帯の認定は行っていないということから、同事業の活用は厳しいものと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 少し、わかりやすく説明していただけたらと思います。これは私が似ていると言っただけで、別にこのような事情が趣旨としてどうかという疑問をしているところです。今のところ認識は違うと思いますが、提案ですので、進めたいと思います。

それでは大きな3点目に移りたいと思います。本町は、産学連携を進めているかであります。さまざまな地域で産学官民連携によるまちづくりの事例を聞きます。本町の状況と今後を伺います。1点目に、本町ではこれまでまたは現在、どのような産学連携が行われ、どのような実績が上がっているのかお答えください。2点目に、これも長崎県対馬市に対馬学舎という事例があります。資料も提供をしておりますが、どのように評価するかお答えください。

令和元年第2回定例会 一般質問

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項3点目の産学連携を進めているか。(1)についてお答えします。産学連携の実績として、総合計画策定時に、まちづくり住民会議へ大学生に参加していただきました。また各種委員会へ大学の先生方を選任したり、国際交流事業英語試験において大学生に面接官を依頼するなど、大学の先生や学生に活躍いただいております。ほかにも民間と学校が連携した事業として、南風原中学校では兼城十字路バーガー、南星中学校においてはイームランチャムラバーガーの開発を行っております。また、学校教育及び地域教育上の諸問題解決に関する基礎的・実践的研究に連携・協働して取り組むために、町教育委員会と沖縄大学が協定書を締結し連携しております。さらには、災害時等における無人航空機(ドローン)の活用に関する協定を初め、災害時関連の協定を20協定、約60社と締結し、産官連携を推進しております。

(2)についてお答えします。対馬市は、島嶼地域で深刻な人口減少・少子高齢化に直面する中、地理的には国境に位置し、個性豊かな自然環境が広がっている地域であり、そのような自然環境等を求める大学と地域が直面する課題が合致した事例が対馬学舎であると認識しております。地域と大学が連携し相互に学び合いながら、対馬の地域づくりを行う域学連携の活動を通して、対馬市の課題に即した過疎地域の地域おこしの推進に貢献していると評価しております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。これも引き続き紹介ですけれども、対馬市で行われている対馬学舎ですね、過疎や離島といった社会的な環境の違いは認識しております。しかしながら、いずれこの沖縄県でも、また本町でも迎えるであろう超高齢化社会への先進地とも言えるのではないのでしょうか。その上で本町において、同事業について見習う点などないか、また将来どのように本町の産学連携を見通していくのか教えていただきたいと思っております。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 本町と対馬市では、過疎や離島といった社会環境が大きく違いますが、持続可能な産業づくりの実践、幅広い年齢層を対象とした人材育成は、本町が進める産業振興、人材育成と同じ目標だと認識しております。それぞれの自治体が地域に合った事業展開を図り、課題解決、目標達成に向けて取り組んでいくことが大切だと考えております。また、今後も必要に応じた産学連携を進めてまいりたいと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 やっと3点目になって、前向きな答弁をいただきました。非常にですね、こういった環境は違ってもいろんな方々をまちづくりに巻き込んでいくというのは、協働のまちづくりの趣旨と合致するというので、事例を紹介する意味で以上3点、政務活動の中で見てきたことをご提案させていただきました。改めて4点目に行きたいと思っております。

幼稚園登下校の安全対策を、ということであります。実は、この質問をするに当たって、ある保護者の皆さんからの相談を受けました。2018年の年末に翔南幼稚園の登園時の門が閉められるということがありました。車で送迎する父兄から、非常に不便だという相談を受けて教育委員会へ問い合わせをいたしました。つい先日まで状況報告も、回答

令和元年第2回定例会 一般質問

もらえなかったという事実があります。再三再四の問い合わせをしましたがけれども、なぜここまで応じていただけないのか非常に残念であります。5月9日に担当課長、職員から説明を受けましたが、余りに私の考える認識と差があるので質問いたします。1点目に、町内各幼稚園において安全対策は十分か、教えていただきたいと思います。2点目に、町民を初め、議員や議会からの質問、また意見などは無意味なものなのか教えていただきたいと思います。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 幼稚園登下校の安全対策の、質問要旨1点目でございます。町内各幼稚園における安全対策といたしましては、子供たちが安全に登下校ができるように保護者、地域ボランティアの方々の協力のもと、登下校時の安全対策を行っております。

続きまして、2点目でございます。役場教育委員会にはさまざまなご意見が寄せられます。公共の利益のためのご意見については真摯に受けとめ、速やかに対応できるよう努力をしております。しかし、内容によっては予算や計画が必要なもの。そして相手方がいるような時間のかかるものもあり、中身を精査してそれぞれに対応をさせていただいております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 本来であれば、このような議会の場ではなくて通常の業務の中で説明していただきたいと思っておりますけれども、その根本的なところ、保護者や地域ボランティアの方々のご協力のもとという答弁をいただいておりますが、まずこの1番目の質問ですけれども、安全な施設、そういったものを施設に関して、駐車場の問題とか交通事情、立地の問題とか、そういった安全な施設を提供するのは町の役割ではないかと私は考えています。またその施設が仮に危険であっても、それが父母の責任になるのでしょうか。その辺をお答えください。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 お答えいたします。1点目の質問で、我々のほうとしては、施設の安全を保つ、それから途中から危険が発生した場合はそれを取り除くという作業は現在も行っております。危険性の部分について父母の責任かということは、こちらのほうでその辺を父母に押しつけた形はございませんし、我々のほうとしてもそういう危険がございましたら、できるだけこちらのほうで取り除けるように努力を行っているという認識でございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私がなぜこのような指摘をするかという、先日から担当課にも問い合わせをしているんです。去る5月まで5カ月間答えはいただけませんでした。その説明の中で、確かに私の質問は、車で登園してくる園児、その件について車の往来が危ないんじゃないかと、そういった視点で質問をしています。その中で当局の答えは徒歩登校を奨励している。そういった答えでした。しかしながら、その徒歩登校を奨励、それは理解できます。だけれども、その説明の中で安全対策のことをしたのに、車で登園すること自体がおかしいと、強く保護者へ指摘すると、そういう回答でした。全くちょっと時代のニーズというか、ましてや今、待機児童解消のために2年保育に移行したんです。4歳から5歳になる子供たちがいるわけです。そういった中で、その2年保育に移行した現状を鑑みない、そういった乱暴な認識だと私は思うわけです。それが適切かどうかお答えください。

令和元年第2回定例会 一般質問

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 説明の中で、幾つかボタンの掛け違いがあったのかなというふうに認識しております。まず、徒歩登校について、こちらのほうで推進をしていますのは、幼稚園生だけに限ったことではなくて、小中学生も含めて徒歩で登校については…。ですので、その辺を含めて回答したものだと思います。基本的に校内に車の乗り入れについてのお話を差し上げているものだと思いますけれども、こちらのほうの認識としましては、幼稚園にしても車で来なければいけないような、体に少し弱いところがあるような方、もしくは小さいお子様については、園の前でおりにたいて、そこから園の前の、駐車したところから園まで保護者が子供を連れていくと。全体的に必ず徒歩登校をしないということと言ったものではないという形で認識しております。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩(午後1時19分)

再開(午後1時19分)

○議長 知念富信君 再開します。教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 答弁は同じでございます。先ほど答弁をした中には、幼稚園生だけではなくて徒歩登校を奨励しているというのは、全体のことを申し上げているものであって、幼稚園生全てに徒歩登校を推奨していて車で来るのはおかしいと申し上げたものではないと認識しているということです。当然、小さい子供たちについて長い距離を歩いてくるのは無理なところもありますので、途中まで車で送っていただいて、学校の前の空きスペース、もしくは今回言っているのは翔南小学校であれば、その向かいの駐車場でおろして、園の中まで保護者が連れて行くという形を了解しているという形で認識しております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今、議会の場ではそういう報告がされますけれども、12月末に問い合わせをして、報告ももらえないで、聞けば実際、事実と違う内容が報告されたり、そういった事実がありました。そういったところが趣旨が違うとか、こう報告したつもりとか、ずれていてもそれでいいのかと、私は再三言いました、担当課との打ち合わせの中で。議会でも同じように答えてくださいと言いました。去る本会議の中でも留意事項についても、ボタンの掛け違い、認識が違う、そういったものがありました。議会に対する説明と、私の認識、私一人だったらいいですよ。これを聞いている町民の皆さんとか感じている。登園している皆さん、4歳児の親、神里の子たちも、端っこの、本当に距離のあるところから登園している子供たち皆歩いてこいと言いながら、そういう理解が違うとか、何かこういうことでもいいのかというのか、誤解を生まないように説明するのが教育委員会の対応じゃないですか。自分たちはこういう趣旨で言いました。誤解があっても知りませんと。こういう対応でいいんですか。教育長教えてください。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 まず議員がおっしゃった、質問に対して時間がかった。そういったことについては事実で

令和元年第2回定例会 一般質問

あれば、おわびを申し上げます。そして徒歩登校についてでございますが、それは先ほど部長からあったように強制ではございません。ただ申し上げているのは、早寝・早起き・朝ごはんを含めて、体力の増強もあるので、可能な子供たちは近くまで送っていただいて、そこから安全が確保できる距離からは歩いていただきたい。近くにはPTAのボランティアの皆さんとか高齢者のボランティアの皆さん。それから学校によっては先生方も立哨しておりますので、そこまでは協力を願いたいということでございます。説明の不備にあつては私からは、もし説明不足の点がありましたらおわびを申し上げるということでございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 誤解を生むとか、私たちは保護者にも答えないといけないんです。是非とも、正しい理解ができるような丁寧な説明をしていただきたいと思います。これまで私はずっと誤解しています。どんな遠くでも、4歳の子供たちでも歩いてこい、車で来ること自体がおかしい、そういう受けとめをしているんです。だから是非ともお願いをしたいと思います。次に行きたいと思います。

5点目の質問であります。2億8,000万円余の入札ミスに対する疑いをはらせであります。前回に引き続き、この問題を取り上げますが、新聞報道でも両紙で取り上げられました。何名もの町民から、電話やまた直接前回の質問の詳細について問い合わせを受けました。また質問内容、情報提供を受けた方々からもなかなか納得のいく内容ではない。不正もないのかというような声も上がっています。これにより、行政の信頼が揺るぎ、当事者である事業者も大変迷惑をしていることと思います。簡単にこの問題を整理しますと、1点目に、2018年6月8日、税込み2億8,000万円余の指名入札工事で落札業者Aが発表された直後、最低制限価格の公表を求めた業者があつたが公表はされなかつたという点です。2点目に、後日入札ミス、これは見間違いだったという答弁があつたけれども、入札ミスがわかり落札業者Aが失格になり、落札業者Bが落札者となつたのが2点目であります。3点目に、参加18JVの業者の中、最低制限価格を下回り、失格になつた業者は7JV、予算超過が4JVとかなり各社の入札額に差があつたけれども、落札した業者Dの落札額は最低制限価格からプラス2万円(99.992%)です。4点目に、落札者Bの公表されているランクはCもしくはDランクでしたけれども、事業費Aランクの工事を受注した。公表していない内部の評価ランクはAランクでしたので適正だという答弁があつた。5点目に、次週に行われた別の工事で入札に参加した17者は、全て6月8日の同入札の参加業者であり、さきに失格した当初落札者Aが新たな工事を落札したという成り行きであります。再度申し上げますが、入札ミスに対する疑いをはらせという趣旨で質問をします。町民の皆さんにもわかるような答弁をよろしくお願いします。

1点目に、最低制限価格の見間違いはどのようにして起こつたか。経過を再現し説明をしてください。2点目に、最低制限価格の事後公表は適切なのか。他市町村での仕組みはどうなつているのか、教えてください。3点目に、なぜ、総合評価が公開されていないのかお答えください。4点目に、そもそも今回の見間違いによる落札業者の変更は適切かどうか。参加業者の同意があれば、変更して契約できるものなのか、関係条文があればそれも示して説明をお願いします。5点目に、今の入札制度には、公共性も公平性も担保されていないのではないか、お答えください。よろしくお願いします。

○議長 知念富信君 教育長。

令和元年第2回定例会 一般質問

○教育長 新垣吉紀君 質問事項5点目の2億8,000万円余りの入札ミスの件でございます。まず1点目です。平成30年6月8日に行われた、平成30年度北丘小学校西側避難通路整備工事入札における最低制限価格の見間違いについて、入札書投函から落札者宣言、そして落札者変更までの経緯を説明いたします。入札会場では、入札参加者、副町長、課長、入札事務職員2名が対応しております。まず1番目に、応札、入札参加者から入札書を入札箱へ投函。続きまして、入札事務職員が全参加者の投函したことを確認。3番目に、開札、そして職員2人で行い、Aが入札書を開封、Bが入札書の金額を入札結果報告書へ転記。転記の際は、入札書を開封した職員Aも目視で金額を確認しました。4番目に、入札結果報告書への転記が終わると、再度、職員2名で入札書と入札結果報告書の金額に間違いがないかの確認をしております。5番目に、確認後、副町長が厳封された予定価格書を開封し、入札事務職員へ手渡す。この予定価格書には、予定価格と最低制限価格が記載されております。6番目に、職員Bにより、予定価格と最低制限価格を入札結果報告書へ転記しております。職員Aも目視で金額をチェックしました。7番目に、入札結果報告書へ入札額、予定価格、最低制限価格の転記終了後、職員2人で予定価格と最低制限価格の範囲内で入札額が低い順に第1順位から第3順位までの順位を記入しております。そのときA社の入札額が最低制限価格を下回り、失格していることを見落として、第1順位として記入しております。続きまして、職員は誤ったままの順位を付した入札結果報告書、予定価格書、A社の入札書を課長へ手渡し、課長は目視により金額を確認。そして失格した入札額に気づかず、失格のA社を落札者として発表し、入札手続の終了を宣言しました。そして入札終了後、事務所に戻り入札結果報告書の事務手続を行っていたところ、そのときに職員が入札決定の誤りに気づき、上司へ報告しております。そしてすぐにA社におおびと、最低制限価格を下回り失格していた旨を、落札決定に誤りがあるとの連絡をしております。続きまして、契約事務の事例等を確認し、協議した結果、全入札参加者へ6月11日に落札決定の誤りについての説明を行うとの連絡をしました。そして6月11日に、入札参加者全員が集まり、経緯の説明を行った後に落札決定を取り消し、改めて本来の正しい開札事務結果に基づく予定価格から最低制限価格の範囲内で最低価格を入札したものを参加者全員のもと確認し、B社を落札者として決定をいたしました。以上が本件の経緯でございます。

続きまして、要旨の4点目です。そもそも今回の見間違いにある落札者の変更は適切かの質問でございます。今回のような、まだ契約の締結等がなされていない内部手続の段階では、落札決定行為を取り消し、本来の落札者をもって落札することが適正であると認識をしております。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 (2)についてお答えします。県内においては、国を初め、県、市町村全ての機関で最低制限価格は入札前の事前公表ではなく事後公表で行っており、適切であると考えております。また、公表時期については、国は契約締結後、公表するよう推奨しておりますが、近隣の市町の多くは、入札会場において落札者決定後に同会場で公表をしております。

(3)についてお答えします。本町では、沖縄県の総合評点に基づきランクづけを行っております。県が算出した評点であり、本町の評点ではないことから公表はしておりません。

(5)についてお答えします。町が主催する道路清掃ボランティア等への参加など、地域貢献度の確認や手元工事の確認、入札参加資格審査による会社状況の確認により公共性・公平性の確保に努めております。以上です。

令和元年第2回定例会 一般質問

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 前回の質問、答弁では見間違いということしか聞きませんでしたので、改めてお伺いしました。今、丁寧にご説明をいただきましたけれども、私は答弁書を持っていますが、議員の皆さんも持っていませんし、聞いている皆さんも少しわかりにくいかと思しますので、順を追って質問をしますが、まずこの入札のときに入札書を入れていただいた後、この答弁書では3点目に、入札結果報告書へ転記すると書かれていますけれども、その入札結果報告書というのは、私たちが見ている、議会にも公開されているこのことでよろしいですか。それは手書きですか。転記ですから、手書きだと思いますけれども、文字の大きさが小さいんですか。その辺を教えてください。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 議会に提出されている様式そのものでございます。今、提出されているものについては成文されて、ワープロで打ち込まれていますが、そのワープロで打ち込まれている部分に手書きで転記していくという作業を行っております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これは見間違いということですので、この転記した書類が、字が小さかったのか、字が汚かったのか、なぜ見落としたのか、その辺がよくわからないんです。その辺についてはいかがですか。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 形の中では、既に誤ったことですので、今現在としては何とも言いがたいところですが、実際に幾つかの数字を並べていて、そこの欄のほうに予定価格、それから最低制限価格が書かれているわけですが、転記した後に一つ一つの入札額を目で比較しながらチェックしていったと。その目でチェックしていったときに、実際は予定価格よりは下回っているけれども、最低制限価格を下回ってはいけないものを、最低制限価格の範囲内だというふうな見落としをしたということでございます。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩(午後1時36分)

再開(午後1時37分)

○議長 知念富信君 再開します。教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 様式はそのものの大きさですので、字はその中に書き込んでいますから大きくはなかったと思います。ただ、文字としては読める形できちんと書かれていたと思いますが、これは急ぐ余り、思い込みの形で見落としたものだというふうにごちらのほうは認識しております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 見間違いということなので、起こらないようにということは当然ですけども、これまではそういつ

令和元年第2回定例会 一般質問

た事例もないということですから、なんで見間違ったのかなというのが一番の焦点です。だからそこをもうちょっと、今の説明でも見間違はずはない。文字は少し小さいけど、この辺の理由がちよっとよくわからないんですね。ちょっと視点を変えますけれども、最低制限価格を示した書類は手書きですか、それとも文字が間違っているんですか。またこれを転記した後に立会人等も確認すると思うんですけれども、立会人もいたと、合計は3人じゃなくて4人いたというふうに執行に回すとありますけれども、これはどうなんですか、実際。その書類、立会人の役割、その辺をもう一度お願いします。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 説明の中でありました、予定価格と最低制限価格の転記とありますように、これは副町長が持っていた予定価格書から2つのほうも転記します。ですので、その時点ではどちらも手書きです。入札した、応札に書かれている文字とかも、全部その書類の中に手書きするという形ですので、書かれているものは、全て数字は手書きということでございます。一応、一連の確認作業としては2人のものが転記と確認をしながら書いていくんですけれども、最終的に課長のほうも、それから立会人のほうも目で見て確認をしていくという形の作業を行っております。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩(午後1時39分)

再開(午後1時40分)

○議長 知念富信君 再開します。町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。ただいまの照屋議員のご質問ですけれども、結果報告書への転記に関しては手書きではありますが、間違いなくちゃんと転記はされていると思っております。ただ、これは弁解になってしまいますけれども、多分に、7桁か8桁ぐらいの数字が、予定価格あるいはまた設計額とか、それが税込み、税抜きで、大体並んでいるんじゃないかと思うんですね。それは、多分に職員は技術職の担当1人と担当課長が担当したと思えますが、そのあたりが十分に入札事務になれていなかったと。これは今から言えば弁解になりますけれども、私から申し上げたいのは、そういった大きな事業の入札にもかかわらず緊張感が足りなかったと。緊張感が欠如してそういう基本的なところでミスをおかしてしまったんじゃないかと、私はそのように考えておりますけれども。その件に関しましては、その後、いろんな形で再発防止のために職員への注意喚起、あるいはまた研修等も指示をしたところがございます。いずれにしましても、議員のご指摘のとおり、字が読めなかったのかとか、字が汚かったのかとかじゃなくて、これは何と言いましても、緊張感の欠如ということで、今後とも職員をしっかりと指導してまいりたいと考えております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 町長も大分聞き取りをされたと思いますが、私は別に責めているつもりではなくて、理解ができないんです。4人もいて、同じ見間違いをするというのが。これでいくと9番目に、入札終了後、事務所に戻って事務手

令和元年第2回定例会 一般質問

続をしているときに誤りに気づいたということですが、これはその日ですか、誰が気づいたんでしょうか。また入札ミスであるという判断はどなたがされたんですか、教えてください。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 入札を終えて、すぐ作業に。これを成文するための作業中、文字を打ち込んでいるときに気がついた。実際、思い込みで間違っていた部分を発見しました。当然、入札は予定価格から最低制限価格の範囲内のものが落札者であって、それ以下のものは失格というふうにならされているわけですから、その時点で失格していたものを落札者として発表したことに気がついたわけです。入札時の職員が成文の作業に当たっていましたので、その時点で気がつきました。課長と相談をして、その時点でこれは誤りであったという判断はしております。ですから、その中で落札者としてA者は別の手続等、いろいろ準備をなさるでしょうからということで、すぐさまその連絡を入れたと。すみませんでした。その後、我々はさまざまな手続に、法的な手続等にもものをもって、どういう手続が適正かという調べ物をしたということでございます。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩(午後1時44分)

再開(午後1時45分)

○議長 知念富信君 再開します。教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 気がついたのは、同日です。間もなくということです。入札を終えて、自分の机の上に戻って、その作業を開始したところ誤りに気がついたということでございます。電話をしたのも、課長のほうにそのまま報告して、すぐ電話を下さいということですので、この一連の作業は、同日の、すぐ連続した形で行っております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これは新聞でも、事務職員による単純ミスという記載がされてしまったんです。そういったことでいくと、このような非常に大きな工事の中で、職員のミスと限定してしまうと非常に責任が重たいし、適切なのかというのが疑問です。ここには担当課長や立会人、副町長もいらっしゃいましたけれども、これは職員だけのミスですか。仕組みの不備ですか。その辺をちょっと、職員だけのせいにするのは適切なのかと私は疑問ですが、どうでしょうか。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 今、ご質問の件については、流れについては、先ほど順を追って答弁書のほうに書いていますが、一番最後は私のところに回ってきます。先ほど示した入札結果報告書、それは鉛筆で応募者の金額を全部書いて、順位に1、2、3まで番号を振って、そこでここですと、要するにこの業者ですという感じで見せられるんです。私もそういう意味では、十分チェックをしなかったという点では大変悔やまれますが、担当職員がこれまでもこういう流れで番号を振ったものを、金額を見て合っているものということで判断をして、そしてまた用紙を担当に戻すということです。ですから見落としということに、非常に、確かに納得いかないという思いはわかります。私もその場に同席していて、

令和元年第2回定例会 一般質問

そこを見抜けなかった、要するに間違いを正すことができなかつたことについては非常に責任を感じていますし、それを受けて、その以降の入札については、改めて指名参加委員会を開催して、同じことが繰り返さないようにということで、入札チェック表というのを新たに作りまして、まず予定価格を記入して、応札者の一番低い金額を書いて、そして最低制限価格を書いて、この3つが比較できるように書いて、そして担当者がまずチェックをし、そして立ち会い者、これは主管課長になりますが、そこで再度チェックをする。最後に私が立ち会い者の最後ということで、この予定価格、一番低い応札をした額、そして最低制限価格を改めて確認して、実際の個表とチェックをして、間違いないということをチェックして、それぞれがサインをするという方式で。その後は改めております。ですから、こういうことでしか説明ができないんですが、結果的には大変不信を買ってしまって、大変申しわけなく思っております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 先ほど町長は、聞いている町民の立場に立って、職員の意識とかそういった答え方をしました。でも今、副町長もおっしゃったように、1つの業務のミスが大きな金額、町民の不安とか不満とかにつながらないようにしていきたい。また、そのミスは人間ですから起こるものです。職員だけではなくて、今言った副町長も自分で答弁されましたけれども、担当課長、副町長もですが、個人のミスを組織でかばう。組織のミスが起こらないように制度でカバーする。それを私たちがチェックして町民の皆さんにも説明するわけですから。少なくとも先ほど報道されたような事務職員の単純ミスと、そういう認識ではないということで、改めて答弁をいただきたいんですが、お願いします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。一個人の責任を迫及するということではなくて、これはこういうことが起こったことを一つの反省として、今後繰り返さないということの確認を全庁を挙げて通知をして、今後は、先ほど言いました二重にも、三重にもチェックをする、そういう体制を確立して、誤りがないような、そういう事務執行について取り組んでまいりたい。そういうふうにな職員決意を改めたところでありますので、今後はこういうことがないように、緊張感を持って取り組んでまいりたいと思います。それについては、重ねておわびを申し上げたいと思います。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは視点をまた変えますけれども、この最低制限価格と比較したわけです。ただ、これを比較して見落としたというところで、この入札の執行に当たった4人の中で、実際に事前に最低制限価格を決定したのは誰なのか。また落札者が決定する前に知っていたのは誰なのか。要するに視点としては、知っていたのに見間違っただけですか。もしくは誰も知らなかったから見間違ってしまったんですかと。そういう視点ですけれども、それはいかがでしょうか。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。5,000万円以上の建設工事については、最低制限価格の設定者は私です。それは当日開封しますので、私以外は知り得ないということでもあります。予定価格についても同様であります。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

令和元年第2回定例会 一般質問

○8番 照屋仁士君 副町長が決定した、それ以外は知り得ないということですので、事前を知っていて見間違っただけではないと、担当者もですね。そういったことが確認できたと思います。

次に2点目の質問に行きますけれども、他の市町村の仕組みです。当然、最低制限価格の事前公表という視点を私が質問をしているわけではなくて、どのタイミングで公表するのかという視点でこれは質問をしています。隣町村とありますけれども、県とか那覇市、与那原町、八重瀬町、南城市など、私が想定している近町村ですけれども、その辺の取り組みは具体的にはいかがになっていますか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 ただいまの最低制限価格をいつ公表するかという質問かと思いますが、那覇市、豊見城市、南城市、糸満市、西原町、与那原町の6カ所におきましては、入札の会場で落札者を決定後に最低制限価格についても口頭で公表しているという状況でございます。県につきましては、契約締結後の状況でございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 県については最低制限価格は、契約後とありますけれども、これは予定価格とか設計価格が公表されているのかどうか、これはちょっとわかりませんが、私の調べた限りでは、那覇市については…、那覇市は大丈夫ですね。ほかの那覇市、与那原町、八重瀬町、南城市、私も確認しました。どこもですね、最低制限価格の公表についてはその場でということもありますけれども、ここは予定価格とか設計価格は公表されているんです。今回の問題は、さきにも述べたように予定価格も公表していない。その場で最低制限価格も公表されなかった。こういったことが問題だと認識しているわけです。その辺についてほかの市町村を調べて見て、担当部のほう。今回、入札制度も改正されたようですけれども、どのように感じたのかお答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 まず、本町における予定価格の、現在、事後公表、事前公表は平成29年4月1日から予定価格の事後公表、また最低制限価格につきましても契約締結後の公表ということで、平成29年4月1日から改めております。それは平成28年3月に総務省と国土交通省のほうから通知がございまして、その中におきまして予定価格の事前公表と、最低制限価格については事前公表を取りやめて契約締結後の公表とするというのが記されてございます。それに基づきまして、平成29年4月1日からは本町においても行っている次第でございますけれども、近隣の市町におきましては、予定価格が事前公表のところが多数ございます。また、最低制限価格の公表につきましても先ほど申し上げたとおり、落札決定後、入札の会場で行われているということがございますので、そういったところもございまして、ことし5月15日以降につきましての工事の発注、また設計等の発注におきましては予定価格の事前公表と最低制限価格につきましては、近隣と同じく落札決定後に入札会場において公表するということに改めております。以上であります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 この辺、今答弁でもあったとおり、前回はそういうふうに答えられていました。国からの通達に基

令和元年第2回定例会 一般質問

づいてそのような要綱になっていると。前回、疑問に思った点は、前回私が質問をしたときに、町の最低制限価格設定基準要綱というのを資料として持っていて、そこの中では最低制限価格について速やかに公表するとありますけれども、来た答弁書では契約後に公表と修正をされたのかと考えました。また現在もホームページ上の例規については更新されていません。しかしながら、実際きょう資料をいただきましたけれども、要綱は変わっていないけれども、その要綱の下に事務取り扱い要領と、別の書類があるという説明ですけれども、その要綱と要領の違いを説明していただけますか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 まず、要綱のほうは南風原町建設工事に係る最低制限価格設定基準要綱でございます。それにつきましては、最低制限価格の設定方法とか公表が、先ほど議員から申し上げられましたとおり、落札者を決定したら速やかに公表するという内容でございます。これが平成29年4月1日から施行するという内容でございますけれども、事務取扱要領、事後公表…、要領につきましては、南風原町公共工事等に係る予定価格の事後公表と事務取扱要領ということで、予定価格者と制限価格、の情報とかの公表の要領ということで定めてはございます。公表する際の取り扱いとしての要領ということで定めてございます。どちらも同じように事務を取り扱うものとしては、本来であれば同時に、同じような文面としてやるべきところではございますけれども、要綱のほうで実は、先ほど来申し上げましたけれども、平成28年の通知の中で契約締結後ということの文面、通知がございましたところ、要綱では落札者を決定した後というようなものの内容の解釈を契約の締結後というもので解釈を、同じ解釈ということで取り扱ったもので要綱上は落札者を決定した後ということで、そのままとしているような状況でございます。そこでも勘違いがないように、本来はそこも契約締結後と同時に直すべきところではあったかと思っております。以上であります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 いろいろちょっと持っていないとわかりにくい説明だと思いますけれども、わかりやすく言えば公開されている、資料では公開とあるけれども、実際には別の要領と呼ばれる取り決めがあって、それでは違いますということなんです。だから今、部長が言ったように、同じように表現されていれば誤解はしなかったんだけれども、私が質問したのは何か違うのを、また改正されて修正したのかなと思うわけです。だから公表されている資料と内部資料が違うということが問題だと指摘します。そういうことになれば、是非とも今回の、もろもろを踏まえて入札制度を改定したのかと思うわけですが、改定したらしたで以前までの通達は何だったのかとか、何を想定していたのかとありますけれども、先ほど答弁いただいたようにいろんな市町村、県も含めて調べられていると思います。その改定までの経緯とか、そういったものも教えていただけますか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 お答えします。入札制度については、その時期時期といえますか、時代時代でそこに合ったように改定されているものと理解しています。またそれが国の示す制度の、示すものと、また市町村が求めているのは違っていたりしているのが現状でございます。国のほうとしては、予定価格にしても、事後公表、沖縄県内でも事後公表にするところが多いではございます。21市町村が事後公表にはなっておりますけれども、まだ近隣については、事後公表のところはないというのが現状でございます。それで平成29年度の改定というのは、国と国の

令和元年第2回定例会 一般質問

示している方向にある意味では向いていったんだけど、近隣の市町村とは大分隔たりがあって、近隣は従前と同じように予定価格の事前公表をやっておりまして、また最低制限価格の公表にしても、入札直後に公表しているという状況でございます。そういう形で、南風原町の状況を申しますと、15年からは、例えば予定価格のほうは事後公表になっております。それから最低制限価格についても23年度から導入してございます。予定価格の事前、また29年度の大きな改定に至った経緯といいますのは、28年度にくじ引きによる落札が大変多くなりました。入札の20%がくじ引き、その中の40%が同額入札という状況になりました。これは予定価格を公表しておりましたので、それに対してまた最低制限価格の枠が70%から90%という設定をしてございました。その設定基準で計算しますと90%を上回るのが多かったものですから、それで設定される最低制限価格は予定価格の90%というものが多くなりまして、そうなりますと、予定価格を公表しておりますと、それに90%を掛ければ最低制限価格になるというふうにすぐわかってしまうという状況がございまして、そういう状況があったものですから、国の、先ほどの文章ですね、この内容を受けて改定したというところでございます。改定はしましたけれども、また、何といいますか、近隣はそこに至っていないという状況もありまして、また今回の件もございまして、29年以前に一部を戻すという作業をしたところでございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 大変、私もなれていないので難しいものもありますので、議事録も読み返しながらか理解したいと思いますが、また視点を変えたいと思います。

3点目に、これまでのミスのあり方、価格のあり方について質問しましたが、今度は指名のあり方です。総合評価の公開についてですけれども、なぜその指名に当たって、指名に直結する総合評価が公表されずに、関係のない経審ランクというのが公表されているのか、この辺をちょっと理解できないんですけれども、お答えいただけますか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 先ほども部長から説明がございましたけれども、経審ランクというのは、経審と言いますか、経審でつけた点数というのは、これは会社を客観的に評価したものです。これはどこでも同じ点数になってきます。それを沖縄県はまた沖縄県での工事の成績とか、あとボランティアの状況、これは各市町村でのボランティアも加味していると聞いております。あとはいろいろISO取得とか、社会貢献等を評価して、総合評点というのを沖縄県ではつけてございます。南風原町はこれをもとにランクづけをしてございますけれども、この総合評点というのは沖縄県独自でつくったものですので、沖縄県としては、これは市町村独自で本来やるべきという立場でございまして、沖縄県の評点をそのまま市町村が公開するというのは、これは沖縄県の資料でございまして、それはできないということで、評点の公表はしてございません。沖縄県では評点は公表されておりますので、沖縄県でごらんになってくださいといえば、ごらんになれるということになります。またランクでございまして、ランクも南風原町は、沖縄県の評点を加味してやっていますので、ランクづけは全く同じになります。ですから、南風原町のランクは何ですかということで、ランクについては公表はしているということでございます。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

令和元年第2回定例会 一般質問

休憩(午後2時10分)

再開(午後2時10分)

○議長 知念富信君 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 申しわけございません、すみませんでした。経審のランクをということで公表したのは、公表したといいますか、うちのほうとしては受付をしますので、審査の受付をして、あなたは受付されましたという意味で名簿の公表をしているというところでございます。ランクを伏せていたというわけではございませんで、経審のほうは一般的に本人もわかっている点数ですので、この形で受付されていますという意味でのホームページでの公表はそれで行っていたというところでございます。それとボランティア等の加味ですけれども、これは業者が市町村のボランティアもやりましたということで報告を沖縄県にいたしますので、そういうものは報告を受けましたらそれは加点されていると理解しています。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩(午後2時12分)

再開(午後2時16分)

○議長 知念富信君 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 再度お答えします。県に受付されている方は県と同じランクをつけております。ただ、南風原町では特Aというのを設けておりませんので、特Aの方はAランクとして南風原町でも登録されております。沖縄県に登録されていない方、これは町独自で県シンの点数でもってランクづけをして、南風原町に登録されております。以上でございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 そのような答弁でいけば、以前までの、私はちょっと勘違いしていましたけれども、私もこれまで入札の指名とかそういうものに当たっては、社会貢献評価制度と近いという答弁があったので、町独自の評価の中で社会教育貢献評価というのがどういふふうにされているのか見えるような形にしてほしいということを繰り返し言ってきました。今の答弁であれば、県に準ずるということになると思いますので、県はこれを公表されていますよね。ですので、今、町が考える社会貢献というのはあくまでも県に申し込んでいる社会貢献の内容、それが評価されて、県の評定と市町村の中の評価ランク、指名に直結する評価ランクは一緒だという考え方で、それでよろしいですか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 はい、そうです。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これについても、要するに私はこの指名に当たってどういふ評価をされているかというのは業者

令和元年第2回定例会 一般質問

のやる気にもつながりますし、たまたまかもしれませんが、660社もいて、17社が連続で入札に応札しているという状況から確認をしました。以前、この指名のあり方に関して、平成22年の第4回臨時会でも、これは副町長が答弁されていますけれども、町長選挙に協力した全ての業者はわからないけれども、町長の姿勢に賛同し、ボランティアや寄附を行った業者を優先していると。そういった趣旨の答弁がありました。趣旨が違えば訂正してほしいと思いますけれども、その指名や総合評価の基準、そういった政治的な評価も県にある評価以外の評価はないと、こういう考えでよろしいですか。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩(午後2時19分)

再開(午後2時21分)

○議長 知念富信君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 ただいまの質問についてお答えします。すみません、ちょっと確認をしたいんですが、仁士議員の質問は、総合評点に、これは県の持っている総合評点に、完工高ですよ。これに町で例えば夏と冬のボランティア一斉清掃、こういうボランティア作業に参加した業者が県に、南風原町でこういうボランティアに参加しましたよと申請すればそれが加点されると。それはそういうことで、それ以外にありますかということよろしいですか。はい。それ以外には、これは機会あるごとに議会の場でも答弁していますが、例えば毎年の体協行事、そして隔年で実施しているふるさと博覧会、それについては事前に各社に、各社といいますのは、今、全ての、千幾らかの業者全てということではなくて、前年、直近の年に指名をした業者については、いわゆる協力依頼の文書を送付しています。それも地域貢献ということ、行政への貢献度ということで加点をしています。これは県の、先ほどのやりとりの中での加点とは別に、町独自の点数であります。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ちょっと休憩中のものを含めて整理すると、私の理解では、ランクだけが指名の基準だと思っていたんです。ランクとまた指名するかしないかは基準が違う。そもそもの原因は、連続で、たくさんいる業者の中、なぜ同じ業者だけが指名されたかと、そこからスタートしていますから、何に基づいて指名されているかということが明らかじゃないから。どんなものが評価になっているんですかということを質問したいのが趣旨なんです。そこでは県の評価、県のランク以外にも指名をすとか、優先する、優遇する、そういった評価があると。そういう理解でよろしいですか。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 今、追加で報告しました件についても考慮をしています。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 わかりました。少し勘違いをしていましたので、またそういうものも説明しないといけないので、私も質問をしました。4点目に行きます。

入札参加者の変更の同意があったということですが、これについてどのような同意だったのでしょうか。書面に

令和元年第2回定例会 一般質問

全部サインをさせたのか、押印したのか、口頭で許可したのか、全社参加したのか、この辺を教えてください。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 この中で、我々が前回の答弁の中で同意と申ししたのは、入札に参加したものに対して、改めて決定行為を取り消しましたので、まず説明をして、これからそういう手続を行いますということに対しての同意をいただきました。実際、説明を申し上げて、我々のほうも予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みしたものを落札したと、すべきということの説明をした後、正なる落札者を発表していいかということに対して同意をいただいて、全員で確認して、落札者として決定したという意味での同意ということを申し上げているわけです。

[照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩(午後2時25分)

再開(午後2時26分)

○議長 知念富信君 再開します。教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 全社参加しておりまして…、ちょっとお待ちください。18社全社から同意をいただきました。その時点では、同意等云々に対する署名とかそういうことをしているわけではなくて、こちらでチェック等をしておりません。参加者としての記名は行っております。説明については、担当課長、それから私と副町長も一緒に、それから当時、事務を執行した担当職員も一緒に説明を行っています。説明は口頭で行っています。こちらのほうで先ほど、について再度お答えしますが、同意とかそういうことに対しての署名等は行っておりません。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 せっかく仕組み上、調べてほしいことは私も質問を出していますので、ちゃんと調べて答えていただきたいと思いますが、最後に、今回のこの入札制度、私もきょう聞いた情報がたくさんあるので、それで全て疑いがはれたのかどうか、また聞いている人がどう思ったのかはわかりませんが、一つだけ、前回、今回と質問しなければこういった事実は私も知りませんでしたし、明らかにされなかったのかなど。もしくはこの入札制度も変わらなかったというふうに思いますが、その点はいかがですか。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。照屋議員がご指摘のとおり、議会で取り上げなかったらということになりますけれども、いろんな手法で町民に皆さんにはお知らせをしたと考えておりますし、議会で取り上げていただいた分を、またちゃんと説明する機会ができたと思っております。あと1点は、入札制度の改革でございますけれども、この件に関しまして、私就任間もないときから町内業者の定義とか、あるいはまた入札制度はこれでいいのかということ、是非検討してくれということで指示をまいりました。いろんな県からの通達といいますか、その内容としましては、予定価格の事後公表とか、そういった云々がありまして、それはちゃんと議論すべきだということで、時間がかかりましたけれども、商工会のほうで事業説明会というのがございまして、毎年5月の初めぐらいですか。それには絶対間に合わせて

令和元年第2回定例会 一般質問

くれということで指示をしまして、今回、この入札制度の改革にもなったんですけども、たまたま議員が取り上げた件とタイミング的には重なっておりますけれども、以前から改革の指示はしてあったということでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今後も行政運営をしっかりと、町民に伝えていただけるようお願いいたします。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩(午後2時30分)

再開(午後2時42分)

○議長 知念富信君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。7番 大城 勝議員。

[大城 勝議員 登壇]

○7番 大城 勝君 今、迷っていることがあります、「ハイサイ」から始めようか「こんにちは」から始めようかと迷っているんですけど。ハイサイ、7番議員の大城 勝です。これからミーチヌ大きな質問をします。その1つ、黄金森運動公園のウォーキングコースについて。(1)黄金森運動公園ウォーキングコースである陸上競技場外周コース、2つ目、野球グラウンドを含めたコース、3つ目、多目的広場コースなどの各コースマップとその距離は既に町民に広報済みか。まだなら広報紙などで紹介し、多くの町民に知らしめることはできないか。(2)各ウォーキングコースのスタート地点に、コース表示の案内板を取りつけることができないか。

大きな質問の2、交通安全策について。(1)本町の照屋交差点には、車両進入禁止用の安全ポールが6本設けられているが、4本は既に朽ちてポールがない状態である。早目の安全ポール設置ができないか。(2)南城市側から照屋交差点に入る車両停止線の白線が消えかかっている。停止白線を再表示し、安全運転策を講じてほしい。(3)県道82号線沿いの照屋交差点から山川向け地点の歩道用防護柵に、根元が錆で壊れ、柵全体が不安定な箇所がある。歩道用防護柵の補強ができないか。

質問3つ目、ハイサイ、ハイタイの挨拶について。(1)町役場への来庁者に「ハイサイ」「ハイタイ」の声かけをし、しまくとらばの挨拶のやりとりで窓口対応ができないか。(2)役場職員間にも「ハイサイ」「ハイタイ」の挨拶を普及させ、職場環境のさらなる向上を望めないか。以上、質問します。よろしく申し上げます。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 それでは質問事項の1点目、黄金森運動公園のウォーキングコースについて。(1)と(2)については、関連ですので一括して答弁をいたします。ウォーキングコースのコースマップ及び距離につきましてはまだ

令和元年第2回定例会 一般質問

広報しておりませんので、町のホームページ、それから広報紙等に掲載してまいります。案内板の設置につきましては、黄金森公園整備はまだまだ続いていきますので、その事業の進捗状況を見て、今後検討をいたします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目の交通安全対策について。(1)と(3)については関連しますので一括してお答えします。既に道路管理者の県南部土木事務所に要請を行っており、現場を確認して修繕するとの回答を得ております。

(2)についてお答えします。停止白線の再表示については、与那原署に要請をいたします。

質問事項3点目、ハイサイ、ハイタイの挨拶についての(1)と(2)については、これも関連しますので一括してお答えします。町長を初め、役場職員が各種大会での挨拶などで、そのイベントの内容や状況に応じて、「ハイサイ」などしまくとぅばを活用しております。しまくとぅばでの挨拶は親近感が湧き、その場の雰囲気をやや和やかにする効果があると理解しております。しかし、役場には深刻な相談を抱えた方や中には苦情があって来庁される方もおり、「ハイサイ」と挨拶することで、場合によっては相手に対して失礼もしくは不愉快な思いをさせてしまうことも考えられます。そのような理由から来庁者に対する挨拶及び職員間での挨拶において、しまくとぅばを活用することは難しいと考えます。なお、職場環境改善はこれまで同様に推進をしてまいりたいと思います。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 それでは再質問なり、意見を述べたいと思います。問い1の黄金森運動公園ウォーキングコースについてであります。黄金森運動公園のウォーキングコースである各コースマップとその距離は既に町民に広報済みかと問いました。答弁は、ウォーキングコースマップ及び距離についてはまだ広報していないので、町のホームページ及び広報などに掲載していくとのことですので、よろしく願います。

ところで次の各コースの距離はどれぐらいでしょうか、教えてください。陸上競技場外周コース、それから野球グラウンドを含めたコース、多目的広場コース。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 お答えします。まず最初の陸上競技場外周コースが630メートルです。あと陸上競技場外周と野球場を含めたコースが930メートル。最近できました芝、多目的広場コースを含めたものが1,300メートルの予定です。まだ芝、多目的広場コースのほうの距離表示のほうはまだしていませんが、図面上の距離では1,300メートルとなっております。以上です。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 どうもありがとうございます。次に各ウォーキングコースのスタート地点にコース表示の案内板を取りつけることができないかと問いました。黄金森運動公園のウォーキングコースやアスレチック広場は町民に人気の場で、町民の日々の健康管理に大きく貢献していることは明白であります。町民の健康意識を高めるためにも、さらなる運動情報を流すべきであるとの意味からの私の質問においてであります。ウォーキングコースでの運動効果を高め

令和元年第2回定例会 一般質問

るためにも、各コースごとに距離表示とコースマップの表示の看板は是非とも必要だと思います。コース表示の案内板についての答弁をいただきました。それによりますと、これからつくる園路などの整備があり、そのときにまとめてやりたいとの計画であると受け取りますが、そのこれからつくる園路などの整備はいつごろの完成予定になりますか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 新しく整備される場所は5号線沿いの用地の部分とか、そういったものを含めての話でございました。また当分かかるものでありまして、詳しく終了年度につきましてはお答えできませんけれども、こちらが考えているものは、既に設置されております公園に案内図がございますので、これを見て、またその案内板と、ほとんどが見渡せるような範囲で施設が整備されていますので、そういったことでこれからの事業の整備の状況を見きわめてウォーキングの案内板につきましては、その時期時期で検討してまいりたいということでございます。よろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 今、案内板はないんですね。1つだけトイレのところにあるとは伺っているんですけども、それぞれのコースのところの、あとの2つのコースのところには案内板はないでしょう。ないからつけるということが私の趣旨ですけども。つまり私の質問の趣旨は、各コースの表示の案内板ですから、これからつくるウォーキングコースの作業には何らかかわりなくつくってほしいわけです。しかし、本町の財政が逼迫している状況下では致し方ないでしょうが、町民の福利厚生、健康の面からもそこは知恵を絞ってやっていただきたいと思いますが、再度の答弁をください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 先ほど来、申し上げておりますけれども、既存のできている分につきましてはの表示を検討している。それについてホームページで先に図面をつけて、そこについての距離についてはご説明していきたいと思っております。ただ、案内板になりますと、新たなコースとかが出てきたときに、またその案内板を新たに作成するとか、その辺がございますので、当面、事業の進捗を見て検討してまいりたいと思っております。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 先ほどもお話しましたように、案内板はそれぞれの独立したコースにつけるということの流れをつくってほしいというわけですので、そういうふうによろしくお願ひできませんか。

ところで、コースごとの距離表示とコースマップ表示の看板の必要性は、町立の他の運動公園のウォーキングコースやアスレチック広場にも言えることであります。本部公園、宮城公園、神里公園、そしてこれから開園される津嘉山公園にも同じように距離表示とコースマップの看板表示は必要だと思いますが、いかがですか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 各公園におきましても、施設配置図を作成して、その中にウォーキングコース等の表示もあわせて整備していきたいと。特に津嘉山公園につきましては、今からの案内板の設置でございますので、それについてはまた検討してまいりたいと思っております。既に供用開始されております本部公園につきましても努めて整

令和元年第2回定例会 一般質問

備できるように検討してまいりたいと思っております。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 よろしく申し上げます。これで1番の再質問を終わります。

次に問い2、交通安全策についてです。本町の照屋交差点には車両進入禁止用の安全ポールが6本設けられているが、4本は既に朽ちてポールがない状態です。早目の安全ポール設置ができないかという問いでした。答弁は、道路管理者の南部土木事務所に要請を行っており、現場を確認して修繕することですので、どうもありがとうございました。この照屋交差点の4角の1カ所は、私は月曜日から金曜日まで毎日立っていますけれども、間口が広く、たまに車両の通り抜けも見受けられるんです。人の横断時には危険を伴うという目には遭います。そこには車両進入禁止のポールが、以前は6本設けられていましたが、そのうちの4本は既に朽ちている状態です。対処していただけるということですので、どうもありがとうございます。これで問い2の質問を終わります。

次に問い3のハイサイ、ハイタイの挨拶についてですが、町役場への来庁者に「ハイサイ」「ハイタイ」の声かけをし、しまくとぅばの挨拶のやりとりで窓口対応ができないかとの質問をしました。先ほどの答弁の中にもありましたけれども、しまくとぅばの挨拶のやりとりのハイサイ、ハイタイの表現には心を和ませる力があると私も考えます。役場に来庁される方にとっては、非日常的な場所にきた緊張感があり、「ハイサイ」「ハイタイ」との職員からの声かけには安心感や安堵感を持って、役場に対しての堅い印象も薄らぐと思いますが、町執行部の思い考え方は、全く私の逆のようで、「ハイサイ」と挨拶することで場合によっては相手に対し失礼になるとのことですが、いかがでしょうか。再度答弁をいただきたい。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 先ほど副町長からもありました、勝議員もおっしゃいました「ハイサイ」「ハイタイ」には緊張を和ませる。また沖縄本来の文化であることから非常にいい言葉ではあると思います。しかしながら、本町には本当に深刻な相談、また苦情など多種多様な来客が来ます。その場合、一義的に全ての町民に対して「ハイサイ」「ハイタイ」と全庁を挙げて対応することは厳しいものだと考えています。ただ、職員の中にはそういうお客さんでない方や、そういった方々にはハイサイ、ハイタイを使っている職員もおります。先日もうちの職員が、男性職員ですが「ハイタイ」と声かけしたら、相手から「男だから「ハイサイ」でしょう」と訂正を受けた場面も見られることから、随時、場面場面によって活用していますので、町を挙げて「ハイサイ、ハイタイ」運動ということではなくて、しまくとぅばを残そうという観点から、時と場合によって活用していくのが大事ではないかと考えております。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 どうもありがとうございます。つい笑ってしまいました。職員というのは大人ですから、その場に合ったような使い方をすることができないような職員は、私は要らないと思います。私の今度の質問の意図は、しまくとぅばを絶やさずに使っていきこうというところからの話です。それこそ最初は小さいところでは、ハイサイ、ハイタイの程度でいいのです。大きくいえば、しまくとぅば、沖縄語の消滅は一つの民俗の滅亡だと私は認識しています。そのままにしておくと滅びてしまうおそれのあるのが今の沖縄語の置かれている状況です。下手ながらも大いに使いましょうとい

令和元年第2回定例会 一般質問

うことです。自分の生まれた地域の言葉を使うのに上手、下手は基本的にないと思います。まずはハイサイ、ハイタイからです。確かにこの「ハイサイ」というウチナーグチの挨拶言葉は琉球の歴史的には身分制度の中での平民の挨拶であって、適当ではないということもあろうかとは思いますが、しかし、そこまで考えに入れて、士族、平民まで持ち出すのは、私は時代錯誤もいいところであると思います。子供たちへのしまくとぅばの教材本では普通に扱われていますし、ハイサイ、ハイタイを堂々と使用しています。例えば自己紹介をする場合は、「こんにちは。私は大城勝です。よろしくお願ひします。」を「ハイサイ、ワンヤー大城勝ヤイビーン。ユタサヌグトゥウニゲーサビラ」というしまくとぅばでの表現となります。

ところで私が小学生のころですから、もう50年以上前の話ですが、照屋区の自宅から隣村の山川の親戚宅に、夕暮れに歩いて出かけ、用事を済ませて帰るころには暗闇になっていました。山川と照屋区の区間は今でこそ車で数分もかからぬ距離ですが、昔は子供にとっては山を隔てた向こう側の異境の地の感じでした。帰り道は車の往来もなく、歩道を行く人気もない、砂利道の闇、暗闇を一人行く小学生にとっては心細さが高まり、今にも泣きべそをかくところでした。そのとき誰か人影が歩道にあらわれたとき、子供の私の口から出た「ハイサイ」に、大人の口からの「ハイサイ」の返しに救われたと安堵感を得たのを覚えています。私は、ハイサイ、ハイタイのこの表現が持つ人の心を和ませられる効果に期待したいのです。まずは役場職員間で使い、そして役場への来庁者にそれが伝わる。ひいては町内外に南風原町は沖縄語、しまくとぅば普及のまちとしての文化的評価を受けることになればと思います。

さて、赤嶺町長も会合の場でのご挨拶で、前口上はしまくとぅばで述べられているのをお見受けします。しまくとぅば普及への熱意のあらわれだと、その行為にしまくとぅば普及に力を入れるものとしては敬意を表するものであります。町長には、我が南風原町において、しまくとぅば普及への取り組みについてどのようなお考えをお持ちかお聞かせくださいませんか。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。議員がご提案のとおり、やはりこのしまくとぅばは残さないといけないと考えているところでございますけれども、なかなかご質問のとおり、議会とか、あるいはまた役場の窓口でしまくとぅばというのはなかなか厳しい部分がございます。若い職員たちはしまくとぅばがわからないですし、またどういった場面でしまくとぅばを使っているかというのがわからない状況でございますので、厳しい部分がございますけれども、まずは啓蒙活動といいますか、啓発活動といいますか、そういったような考え方から、できれば町民皆さん方が日常生活の中でしまくとぅばを使っていたということが大事かと思っております。学校のほうでも正規の授業ではなかなか難しいですが、総合学習の時間とかクラブ活動の一環としてしまくとぅばを勉強しているわけですが、そういった形で、自分のできる範囲でこのしまくとぅばに触れるという啓発活動が大事かと思っておりますので、私もできる範囲では、このしまくとぅばを使っていきたいと考えております。以上です。

○議長 知念富信君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 県も、平成14年でしたか、県条例でしまくとぅば普及のほうに力を入れてやっている流れを今つくられていますけれども、県でやるのが市町村の自治体でできないことはないと思います。先ほど町長のお話の中で、使い方がわからないから普及のしようがないと言うんだけど、普及させるような仕組みをつくる、勉強会を持つとか

令和元年第2回定例会 一般質問

ですね、そこで誰がジョージアランクトゥナランサーということではなくて、皆先ほどもお話しましたけれども、皆ジョージアランという。だけど、それぞれの島々にある言葉というのは、自分たちが使っている生活の中で使われている言葉ですからそれなりの価値があると思うんです。そういった言葉が今滅亡しようとしているんです。そういう流れを滅ぼさないためにも、どうにかここで言ってやらないといけないということの流れで私はきょう質問しました。以上です。質問を終わります。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩(午後3時07分)

再開(午後3時08分)

○議長 知念富信君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。9番 金城好春議員。

[金城好春議員 登壇]

○9番 金城好春君 ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。勝議員の要望に応じて、「ハイサイ」運動に賛同します。休憩をお願いします。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩(午後3時09分)

再開(午後3時09分)

○議長 知念富信君 再開します。9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 それでは通告書に従い、質問をいたします。1、町民の8020運動を目指して問う。(1)40歳以上の歯科疾患実態調査をしたことはあるか。(2)特定健診のときに歯の健診も一緒にできないか。(3)8020運動を目指して、町はどのような取り組みをしているかお伺いします。

2点目、安全で安心なまちづくりを問う。これは朝、勇太議員からもありました。先ほどは勝議員からも、町の安全なまちづくりについて質問をしていました。これは滋賀県の大津市で1カ月以上前に園児たちの列に車が突っ込んで悲惨な事故が発生したのを皮切りに、最近、高齢者による突っ込み事案が多発しております。きょうも朝一番のニュースで、これは本土のニュースだと思いますけれども、親子のほうに車が突っ込んでけがをしているというニュースが流れました。そういう観点から質問をいたします。(1)南星中学校前より津嘉山保育園前までガードレールが設置されていない。早急に設置ができないか。いわば防護柵ですね、南星中学校から照屋十字路までは設置されております。(2)国道507号津嘉山バイパスの歩道にガードレールの設置ができないか。これはスピードが出る国道ですので、より頑丈なガードレールの設置を要望したいと思います。(3)国道507号津嘉山バイパスの中央の白線が高津嘉山トンネル付

令和元年第2回定例会 一般質問

近から津嘉山西線との交差点まで消えているため、早急に改善をお願いしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

(4) 町内の国道・県道・町道の交差点に車進入防止用のポール設置ができないか。きょう町長の机とまちづくり振興課の課長に、国道 507 号に設置されているポールの写真を参考として提示してあります。よろしくお願ひします。

大きな3番、新たなバス路線の設置を問う。(1) 国道 507 号津嘉山バイパスに那覇市と八重瀬町具志頭等を結ぶ新たなバス路線の開通要請ができないか。以上、3点お伺ひします。よろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目の町民の 8020 運動を目指しての(1)についてお答えします。町による調査はしたことはありません。

(2)についてお答えします。特定健診項目には歯科検診が含まれていないこと、特定健診機関での対応もないことから難しいと思います。

(3)についてお答えします。乳幼児については、1歳6カ月健診、2歳児健診、3歳児健診の中で歯科検診と歯科衛生士による歯磨き指導を実施しています。歯と口の健康週間には、ちむぐくる館や図書館において歯の健康に関する食品展示をしています。児童生徒について、小学校では昼食後の歯磨きや1年生の親子を対象としたブラッシング指導、虫歯のない児童に対して虫歯ゼロの表彰を行っています。中学校でも生徒に対して給食後の歯磨きを勧めたり、保護者に対して保健だより等を用いて歯磨きについての呼びかけ等を行っています。また、今年度から健康増進事業による歯周病疾患検診の実施を予定しております。

2点目の安全で安心なまちづくりを問うの(1)、(2)、(3)については関連しますので一括してお答えします。道路管理者の県南部土木事務所へ交通安全施設等の設置及び管理について要請をしております。

(4)についてお答えします。交差点の安全確保について、交通安全施設の設置等を検討されるよう、国、県に要請をしております。町道については、危険箇所の把握に努め、安全対策を検討します。

質問事項3点目の新たなバス路線設置についてお答えします。現在、株式会社琉球バス交通が那覇市国場から津嘉山サンエー前を通過し、八重瀬町、南城市方面へ向かう路線を運行しています。今後 507 号バイパスにおいて新たなバス路線の開通について、要請を行っております。以上です。

○議長 知念富信君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 ありがとうございます。再質問いたします。8020 運動に際し、歯科疾患実態調査をしたことがあるかということを質問しましたが、現在は調査をしたことがないということでもあります。8020 運動とは何か、これは啓発活動であると。厚生労働省によると、平成 28 年歯科疾患実態調査の結果をとりまとめ公表したとインターネットを通じて公表されております。80 歳になっても自分の歯が 20 本以上ある 8020 を達成した割合は 51.2%と2人に1人が達成したことになり、過去最高を記録したと。それから6月4日から 10 日までは歯と口の健康週間が実施されているということです。8020 運動とは、80 歳になっても 20 本以上の自分の歯を保とうという運動です。20 本以上の歯があれば、

令和元年第2回定例会 一般質問

食生活にほぼ満足することができると言われていています。そのため生涯自分の歯で食べる楽しみを味わえるようにこの願いを込めて、この運動が始まりましたと記されております。きょう答弁いただきました乳幼児健診、それから小中学校、ブラッシング指導、虫歯ゼロの表彰とか、これはほとんど小中学校での教育と実施というように理解しますが、健康増進事業による歯周病疾患健診の実施というのも小中学校内での話でしょうか。

○議長 知念富信君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 好春議員の質問にお答えします。健康増進事業による歯周疾患検診とは、健康増進法に基づき、大人を対象とした検診になりまして、内容は問診と歯茎など、口腔の点検を行います。以上です。

○議長 知念富信君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 これはいつやるんですか。特定健診の中でやるんですか。

○議長 知念富信君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 今年度から実施の予定とありまして、現在、実施できるように、まず要綱の準備をしている段階でありまして、その後また、特定健診の部類とは違うんですけれども、一般会計の中で行いまして、要綱の整備と同時並行で南部地区歯科医師会と協議をしていき、今年度の実施を予定しています。以上です。

○議長 知念富信君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 いわば中高年を対象にして、特定健診並みに各自治会への、公民館に集まっていただいて、希望する方は皆、歯の検診をするということよろしいですか。

○議長 知念富信君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。集団健診とは別の、個別健診という形でやっていくことになります。以上です。

○議長 知念富信君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 では、通知はどのようにやるんでしょうか、個人個人でやるのか。マイク放送でやるのか。どういう計画をなされているのか、もっと詳しく説明をお願いします。

○議長 知念富信君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。要綱や南部地区歯科医師会との協議終了後に、南風原町の広報紙やホームページ等を使って広報し、希望者を募る予定になります。以上です。

○議長 知念富信君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 ありがとうございます。この歯科疾患実態調査をしたことはないとあるんですが、厚生労働省の発表はどのような調査をして、とりまとめたのか。町は今からでも歯の健康状態を調査するお考えはないのか、ひとつよろしくをお願いします。

令和元年第2回定例会 一般質問

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この、議員おっしゃいます歯科疾患実態調査というのは5年に1回、以前は6年に1回ですけども、今は5年に1回、これは国が実施する歯科疾患の実態調査でございまして、やはり規模が大きいといえますか、また歯科医との連携とか乳幼児から大人までの口腔の状況ですので、これは国でやっている調査でございまして。それをまた改めて町内で調査というのは、難しい部分があると考えます。我々としてはこの8020運動、これは大変重要な部分ということは認識しておりますので、引き続きまた乳幼児から、今度からまた新たに大人の歯周病疾患検査も導入して、各年代での口腔の健康維持に努めていきたいと考えます。

○議長 知念富信君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 この特定健診は40代以上、後期高齢者まで、より健康で長生きしてもらいたいという趣旨のもと行われていると思いますが、歯だけは検査というのは聞いたことがないわけです。自分で歯医者に行かないと、自分の歯の健康状態はわからない。私もそうですが、なかなか、今までは虫歯もないということで歯医者などに余り行かなかったわけですが、恥を忍んで申し上げますけれども、ことし2月ごろ甘いものを食べたら歯に痛みが走って、歯医者に行きましたら、虫歯があると言われて、大変ショックを受けまして、治療しましたけれども。事前に特定健診みたいに、町民の中高年、皆様方の歯の健康状態の検診ができるようなシステムがあれば、虫歯も発見できるし、早期治療もできるということにつながると思いますが、これを放置していますと、抜かないといけないということになりかねませんので、やっぱり自分の歯があって初めておいしい食べ物がかみしめられると私は思うのであります。そういうことありまして、何らかの方法で、是非歯の健康状態を行政のほうでできないものかということで、きょう質問をしておりますけれども、ほかに手だてはないのかどうか、歯を検診する。今から健康保健課が計画しております歯周病疾患検診ですね、これは年度内にやる予定ですか。

○議長 知念富信君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 はい、今年度実施に向けて取り組んでいるところです。以上です。

○議長 知念富信君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 それから歯科医に行きまして、勧められたのがあるんです。歯と歯茎の間を掃除する歯間ブラシ、皆さんは使用したことがあるでしょうか。私も医者から勧められまして、薬局で買ってきて、今歯ブラシと歯間ブラシの両方で磨いていますけれども、皆勘違いしているんじゃないかなと。私も今まで裏表歯ブラシで磨いて完璧と思っていましたけれども、歯ブラシを使って歯磨きをした後に、この歯間ブラシで歯茎の間を隅々つついてから掃除しますと食べかすが出てくるんです。だから歯ブラシで表裏を磨くと、食べかすが多めに圧縮されているんじゃないかという感じがします。それを歯間ブラシでつついてやると、挟まっていた食べかすが出てくると。これは私が今やっている体験談を申し上げますけれども、そういう普及も必要じゃないかと思いますが、民生部長いかがでしょうか。どのようにして、歯磨きの仕方を町民に普及させることができるか、検討してもらえませんか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず議員おっしゃっていました歯間ブラシ等の活用も含めて、歯の、虫歯予防、そして口

令和元年第2回定例会 一般質問

腔疾患の予防等の取り組みに関しては、先ほど申し上げましたように乳幼児健診から、そして小中学校の学校保健の中で取り組んでいる状況でございまして、特に乳幼児健診とかにおきましては、保護者も一緒ですので、磨き方。今言う、フロスの使い方とか、そういった部分もしっかり保護者ともども予防に向けて、歯の大切さとか、そういった部分を検診の中で予防活動に取り組んでいるところございまして、そういった意味から、小さいころからそういう習慣がついていきますので、徐々に、徐々に、先ほど厚生労働省の実態調査でも5年前の40%台から、今度5年後は50%を超えたということで、2人に1人が80歳になっても20本以上の歯があるという状況に改善されているということでございまして、引き続き乳幼時期から学童期も含めて、この取り組みを続けていくことで、将来にわたって沖縄県の、沖縄県は虫菌を持っている子供も大人も相当多い状況でしたが、その辺が改善されていくものだと思います。一ついい部分では、これは去年の新聞記事に載ったんですが、12歳、小学6年生の虫菌、1人当たり持っている本数が10年前と比べて半減したと。沖縄はそれまでは全国ワースト1位だったのがやっと抜けたということもあります。これはそういった取り組みがきてきたあかしじゃないかと思っておりますので、我々としては引き続き、乳幼児期から、そして学童期、引き続きまたその後の歯周病疾患検診等を含めて、虫菌予防それから口腔の健康維持に努めていきたいと考えます。

○議長 知念富信君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 先ほどの説明の中で、不足の点がありましたのでご説明いたします。今回予定しています歯周病疾患検診につきましては、健康増進法に基づく事業になりまして、対象者が40歳、50歳、60歳、70歳というふうに、10歳刻みを対象とする事業になります。以上、追加で申し上げます。

○議長 知念富信君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 70歳は入っていないですか。

○議長 知念富信君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 70歳も含まれております。

○議長 知念富信君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 これを心待ちにしておきます。じゃあ、この実態調査がわからないということは、80代の皆様方の歯が何本残っているかということは、把握できないんでしょうか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この実態調査に関しましては、国単位で行っている部分で、それも条件がございまして。国勢調査の調査区の中から無作為に抽出した475地区、国内からですね。そのうちの150地区内の満1歳以上の世帯員にアンケート調査でもっての実態調査となっておりますので、その結果で国内では2人に1人以上が80歳になっても20本以上の歯をちゃんと保有しているという調査でございまして。県内においても、歯科医師会も8020運動の活動とか、毎年6月4日から10日の習慣においてはデンタルフェアを設けたり、そういった部分でしっかり広報、啓発活動をやっているわけでございまして、そういったことを続けていくことによって、個人個人の意識も高まり、自分の歯の健康を保っていただけるのかなと思います。

令和元年第2回定例会 一般質問

○議長 知念富信君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 わかりました。いろんな取り組みをやっておられるということで理解しましたので、今後とも町民の歯の健康維持に取り組んでいただきますよう要望して、1番は終わりたいと思います。

次、2番目の安全で安心なまちづくりですが、国道、県道は維持管理の南部土木事務所に要請していくというご答弁がありました。よろしくお願ひします。町道ですが、照屋十字路は防護柵、パイプで四隅、角がきれいに囲まれていて、ガードされていて、大変安全であると思います。今、問題になっているのは交差点の横断歩道の前で信号待ちをしている園児、あるいは小中学生、高校生、ここに車が突っ込んでこないか危惧されるということで社会問題になっているんじゃないかと思ひますので、写真も差し上げましたが、あれはゴム製ですが、歩道もとっても広いので車が進入できないような進入防止策も兼ねての設置だと思ひますが、今の社会情勢においても車の突っ込みがどんどんふえてきていますので、より強度な防護柵の設置が望まれるんじゃないかと思ひてこの質問をしているんですが、町道に関しては、どういふ考えで今後進めて行かれるか、そのところをお願ひします。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 国道と、例えば町道との交差点とか、県道と町道の交差点、町道と町道もございませうけれども、町のほうにおいては危険箇所、そういった交差点の場所における防護柵等の設置につきまして現場を把握、調査をして、なるべく学校の周辺から設置してまいりたいと。今、事業としまして、交通安全設置事業が県の100%補助でございませうけれども、その事業の中で設置が可能かどうか。県の担当課と、そういったところを調整してできるのであれば、その事業で設置してまいりたいと思ひております。

○議長 知念富信君 9番 金城好春議員。

○9番 金城好春君 ありがとうございます。津嘉山保育園の近くの交差点、勇太議員も質問しておりましたけれども、保育士の方から話を聞きました。向こうは歩車分離式という道路になっているということですが、待ちきれなくて、また初めて通るドライバーが車側の信号が青にならない前にスタートして通り過ぎていく光景がたまにあるということでありませう。そういうことも含めて、何らかの歩行者防護の安全柵は必要じゃないかと思ひますので、早目の対策をお願ひして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩(午後3時41分)

再開(午後3時41分)

○議長 知念富信君 再開します。

以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散会(午後3時41分)

